

市民文教委員会会議録

平成22年8月26日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 16:35

委員長

ただ今より市民文教委員会を開会いたします。「環境について」を議題といたします。「明星寺地内における産業廃棄物処理施設の設置計画の経過について」執行部の説明を求めます。

環境整備課長

まず最初に、平成22年8月9日の市民文教委員会におきまして、永露議員より第7条及び第10条についてご質問がありました際、第7条の指定地域に関し市町村からの意見書がなければ、県知事はいかなる許可もできないのかとご質問がございました。このご質問に対しまして、第7条の2に、略しますが、知事は市町村の長の意見を聞いたうえで、環境調査書に係る指定地域を定めなければならないとありましたので、私どもの理解としましては、当然市町村からの意見書の提出がなければ、県は指定地域の設定を行うことができず、結果として同条例に基づく手続きが停止といったことになるのではないかと回答をいたしておりました。

しかし、翌8月10日に県廃棄物対策課施設第二係にまいりまして、指定地域の範囲、それから、意見書を提出しない場合の県の対応等につきまして、再度話を伺いました。今後どうなっていくのかという部分でございます。そうしましたところ、第7条の2の市町村の長の意見を聞いたうえでというのは、意見を求め最終的に市町村からの意見がなかなか出てこないといったときには、期限を切って意見書の提出を求め、それでも提出がない場合は、意見なしとして取り扱うということでございます。意見なしとして取り扱うということになりますと、次の段階へ進んでいくということでありましたので、手続きが停止といったことになりまして、手続きが停止といったことになりまして、申しましたことにつきましては、誠に申しわけございませんでしたが、訂正をさせていただきたいと思っております。この法と申しますのは、しっかり理解をし、委員会におきまして答弁しなくてはいけない部分でございます。今回の分をしっかり反省し、今後、委員会におきまして、しっかりした答弁をしていきたいというふうに思っております。

次に、8月9日市民文教委員会の中で、瀬戸委員の方より破砕機が既に設置されており、現在、破砕機が設置されており、現在、指導に従って申請をしているとはいえ、以前に、若干でも操業がされてあったということに対して、罰則といったものはないのかというご質問があったかと思っております。この分につきまして、県の方にこれも確認いたしましたところ、現在、指導に従い、適正に申請をして操業を待っているという状況を考えてときに、現段階では違法性はないものと判断するという回答でございました。

これによりまして、この設置でございますが、私ども行政といたしましては、このまま意見なしといったかたちで進むことがいかなるものかというふうに考えております。このまま意見なしと進んだときに、地元の方達が説明会におきましても意見が出ないといったことになれば、県の方は意見なしといったことで取り扱うということでございます。その後、設置者の見解書、意見書の意見提出といったことになるわけですが、最終的に、意見なしといった場合で、地元の方がいかない場合進んでいくということを考えました場合です。行政としましては、地域指定を地元の方達と話をしながら、300mというのございますが、このところは地元の方達と話を進めながら、提出させていただき、環境調査書の説明会、地元説明会がございます。こういった中で、いろんな意見を出していただいて、この意見を周辺住民等の意見書としてまとめさせていただき、これに対して、設置者が見解書を提出し、ここで双方がいろんな意見、見解

を出して、県の方でここで調整をしていただきながら、事業を進めていくと、事業というか、この業務を進めていくといったかたちで、私ども行政としてはしっかりサポートをさせていただきたいということで考えております。

それと、昨日地元の方で、この産業廃棄物処理施設の設置計画の経過ということで、説明会を開催させていただきました。7時から、潤野公民館のほうで、いろいろ話をさせていただいております。今、こちらのほうで話をさせていただいております内容を含め、話をさせていただいております。そういった中で、地元の方よりいろんな意見が出されました。実際、地元としては反対であると、粉じん等々、結構現在でもすごいものがあると。ただ、現在の部分につきましては、今度の間処理施設は嘉山飯砂利建設が設置計画をしておりますが、粉じん等々につきましては、新進工業さんの岩石採取になってくるわけですので、そここのところのまず住み分け、それから取り組みといった部分で話をさせていただきました。そういった話の中で、地元の方達も非常に懸念されているということでありまして、最終的には、県のほうの許認可ということもあるのであれば、再度県のほうの関係者を呼んで、説明をしてほしいということが最後ございました。私どもとしましては、再度地元の方達にご説明をさせていただく場として、設けさせていただいた時に、県のほうに説明会に来ていただくよう協力を求めまして、地元の方達にしっかりこの設置計画、事業の内容につきまして、説明をしていただくということで、考えているところでございます。以上、早足ではございましたが、ちょっと説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただいまの説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

質疑に入ります前にですね、市長あてに、地元から調査の要望書と言いますかね、そういったものが出されているやに聞いております。私も昨日の説明会に出席をさせていただきました。その中で、そういったお話が出ておりますので、これを当委員会に資料として提出をさせていただきたいというふうに思います。それと、その中に現在の事業が本当にスムーズにいつているのかというような文言がございます。私、見せていただきました。それには、今度の破砕機ではなくてですね、前の新進工業さんの事業になろうかと思っておりますので、これは、私どもの所管ではなくて、商工というふうに聞いております。しかし、環境問題という部分からすれば、私どもは当然これを知っておかなくてはお話になりませんので、現状の説明なり資料と一緒に提出をさせていただきたい。委員長のほうにお取り計らいをお願いをしたいというふうに思います。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、松本委員から要求のあっております資料は提出できますか。

環境整備課長

提出させていただきます。

商工観光課長

提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただ今、松本委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。準備がされていますので、事務局に配布させます。

(事務局資料配付)

永露委員

今、課長からご説明いただきましたが、前回の私の意見書に対する質疑に基本的な過ちがありましたということなのですが、当然私も前回も申し上げましたように、市長の意見書というものについては、大きな意義がある、大きなウエイトを占めておるといふうちに、当然この条文を読みますと理解をしていたんですけども、そうではありませんとをいう今のご答弁なんです。ということは、結局は意見書というものに対するその内容のいかんを問わず、この意見書そのものに対する効力と申しますか、市長が提出する意見書の中身等については何の効力もないと、どういうものを出されようが、要するに仮に出されなくてもそんなことは無関係に県は県としての判断で許認可を進めていくと、平たく言えば、そういう理解でよろしいですか。

環境整備課長

県の見解といたしましては、先ほど説明させていただきましたが、市町村の意見を聞くといった部分では、当然意見を聞くといったところで、実際、現地がどうなのか、地形的にどうなのかといった部分で、意見を聞くということでございます。市町村が意見を出しました折に、その意見を県としては参考として地域指定を定めるということでございます。

永露委員

ですから、その内容のいかん問わず、最終的には当然県が決めることなのですが、何のための意見書なのかということに戻るわけですよ。先ほど、この条文の中で、意見書のところを言われましたけども、ちょっと確認したいんですが、市町村が出す意見書についての条文は、具体的にどのように書かれてあるのかですね、その条文をちょっと確認をしたいんですけども。

環境整備課長

紛争予防条例の第7条の指定地域のところでございます。知事は、前項の規定により、前項と申しますのは、知事は環境調査書の提出があったときは、規則で定める地域指定基準に基づき、周知を図る必要のある市町村の長に、環境調査書の写しを送付するものとするといったことを踏まえ、知事は、前項の規定により環境調査書の写しを送付した市町村の長の意見を聞いたうえで、環境調査書に係る指定地域を定めなければならないということになっております。

永露委員

今の言われました7条のこの2項ですね、7条の2項の条文を素直に読むと、知事は、許認可をする際にあたって、地元の市長、首長から出された意見書を少なからず尊重するという、この条文を素直に読むとですね。聞いたうえで、指定地域を定めなければならないという、いわゆる義務づけみたいにしてるわけです。この条文を素直に読むと、やはり意見書の内容は全く無視できないものだ、少なくともある一定の尊重はすべきであるというふうな条文だと思うんですよ、素直に読むと。ところが、課長が県から聞いた話になると、条文は、例えばこのようになってとってもね、どんな内容であっても、地域の指定が原則300mが、それが500になろうか2kmになろうか、例えば極端に言えば全域指定とかいうかたちのものが出されようかどうされようか、出されなくても、そんなことは無関係に県は県としての判断でやっていくということなんです。となると、何のための意見書ですかというふうに私は素直にそういう疑問を持つんですよ。そういう疑問を持つことはおかしいですか。

環境整備課長

私も同じように思っております。この条文を理解するうえで、今委員がおっしゃいましたように、私も先般答弁させていただきましたように、市町村の意見を聞いたうえでということでは、市町村の意見は重いということで捉えておまして、そのつもりで現所在地元の状況も十分、分かっておりましたので、県のほうに行きまして、そのこのところにつきまして話をさせていただきました。

その中で、県のほうとしましては、当然市町村の意見を求めますと、しかし市町村の意見を

求めたときにその意見がどういったものかという部分であがってきたものを参考にさせていただきませんが、出てこない場合には、やはり事業者がございますので、そういったところで期間を設けながら、検討状況の報告も意見書が出ない場合は求めながら、その中で、県としまして、最終的に判断しなくていいということ、県として最終的に判断したときに市町村からの意見が出なければ意見なしといったかたちで意見を求めたけど、意見がないといったかたちで取り扱うということでした。

永露委員

ですから例えば、県の方はその基準値である300mですか、300mの範囲がこれ基準になりますけども、300mの範囲の基準でよろしいかということをお聞きです。それに対して、今回のように当初出されておりましたかたちのように、それで結構です。それで、何も問題ないと思いますよという意見書を例えば出された。それで、後々これが例えば何らかのこういうことというのはすぐ後々問題が起こったり、住民との間でね、摩擦が出てきたり、紛争が起こったりします。そういうときに、許認可は県ですから、県に対して文句言くと県のほうはいやあなた方の地元の市長はこれでオーケーですよと意見書を出しておりますよと、文句があるなら、あなた方の市長に言うて下さいと、単にそういう言い逃れのための意見書じゃないんですか。そういう側面もあるんじゃないですか。そういうこと言ったってね、あなた県じゃないんだから、仕方ないけども、私はそう思いますよ。どう思います。

市民環境部長

私の方から少し補足をさせていただきたいと思います。まず、質問議員が言われますこの許可の部分に関しましては、あくまでも国の法律、いわゆる廃掃法によって、許可ということになるかと思っております。その中で、当然環境調査書等の書類提出も求められておりますし、その内容を見ながら、県として許可をするのかしないのか、できないのであればそれなりの提出の時期、それ以後において、いろんな指導がなされるというふうに思っております。

今まさに、いろいろとご心配をおかけして地域住民の方々からもご意見も多数いただいておりますし、各委員さんからもいろいろご質問、意見をいただいております。その中のこの意見書というものについて、再度補足をさせていただきたいと思っておりますけども、この県の紛争予防条例に基づく、まず最初のこの第7条の2項ですか、に基づくこの意見書の提出といえますのは、許可をするかしないかということではございません。仮の話として、今後許可ということになった場合に、過去のいろんな例からしてなかなか自然環境なり生活環境、そういった環境保全を脅かすような事態が例えば、先日の委員会でも申し上げましたように、内住の問題なんかはその最たるものでございますが、そういったことが起きないように前もって紛争の予防をするためにこの条例が制定され、まず地域の指定、いわゆる設置者に対して、いついつ説明会をいたします。その際に、周知する範囲は概ね300mでよろしいでしょうかという意見書を県のほうから求められておるところでございます。

これにつきましては、一旦提出いたしました意見書を持ち帰り、再度皆様の意見、当然地域の方々の意見を十分聞き、また配慮し、また県とのいろんな分からないところとかいろいろございましたら、いろいろ協議をしながらちゃんとしたこの指定地域にかかる設置者が行うべきである、周知するべきであるこの範囲について、再度意見書を提出したいと考えております。その後、課長も再三申し上げますが、実際に現在の状況から見て、なるほど粉じんなりいろんな問題が起きておるといことも私どもは認識はいたしております。今回のこの破碎処理施設そのものは、中間処理施設でございますが、……よろしいですか。失礼いたしました。説明途中でございますが、終わらせていただきます。

永露委員

今、部長言われましたけども、私どもが大きなウエイトを占めるであろうというふうに思っております。いわゆる市長の、自治体の長の意見書というものは、県が許認可をする材料には

当たらないとおっしゃったんですね。そうなんですか。じゃ、何のための意見書なんですか、そんなもの聞かんでいいやないですか。そんなもの必要ないじゃないですか、何の影響も与えんのなら。それを参考にして許認可の判断の材料にするというならまだしも、でも、この条文から言うとそうでしょうも。意見書の内容は、少なくとも、結果はどうあれね、意見書の内容については許認可する際の材料にするというのが、これがこの条文の趣旨やないですか。そんなもの関係ないちゆうのは、何なんですかこの条文は。なんですか、意見書の持つ意義というのなんですか。何のための意見書ですか。そげんもんなら、早よやめちまえということあります。

環境整備課長

この指定地域のところ、委員おっしゃいますように、7条2のところ意見書の提出について、市のほうが何を言っても、県が勝手にするのであれば意味がないのではないかといったご意見だと思えます。県のほうとしましては、このところ、先ほど申しました出さない場合という話をさせていただきましたが、当然意見書を出すという部分では、合理的なと申しますか、理由があって意見書を出すということでございます。そういった部分で、意見書の提出方法を求められますので、その範囲の指定等々の理由が当然県として市町村の言っていることが認められるよね、ということであれば、当然市町村の意見は取り入れて、300mということではなくなります。当然それについては、市のほうでこういった地理的要件、こういった状況なのでこのところまで指定地域として考えてほしいという意見を出せば、それは県として合理的な理由ということになりますので、認めるといったことでございます。しかし、例えば単純に反対であると言ったときに、何をもち、何が反対かということになってまいります。そういった部分で、地域指定の意見書の提出の中で、地元がこういった状況ですということで、当然述べることはできますが、そのときにこれだけの理由では指定地域を定める部分では、定めようがないということで、当然こういったものについては意見なしといった取り扱いになります。当然地域指定のところを合理的な理由をもって地理的要件等々で意見を述べれば、当然それは、県としてはしっかり参考にしながら、考えていただけるということでございます。

瀬戸委員

今、範囲の意見書の問題でご説明をされておりますが、同僚議員のほうがですね、県のほうに問い合わせをしたら、少し今、課長部長が言われているご答弁と差異があるように感じます。意見書を提出していない状況であれば、地元から何の意見もないからそのまま進んでいくというような説明であったと思われそうですが、同僚議員が問い合わせた場合、今回のように地元で反対運動起きていると、そういう場合については、何もその意見がないのではなくて、そういう方向を見守りながら、期限を切るということはないという返答があったと言われておりますが、その辺は担当課は同じですね。当然お聞きになって、担当課は同じと思うんですけど、その辺のちょっと差異があるようにありますが、そこ辺は把握してありますか。

環境整備課長

8月10日、県廃棄物対策課施設第2係にまいりました。そこで、担当の係長と主査と私も会いまして、前段の委員会の中で、私も答弁しましたので、その分につきまして再度県の方に今後こういった形で地元の反対もすごいと、そういった分で意見書についても、いろんなことをいま行政として考えています。最悪、市のほうが提出をしない場合、どうなのかというのは当然聞いております。

そういった中で、聞きました折に、まず意見書が普通で言えば、3カ月くらいで出てくる。普通の場合ですね、出てくると。ただ、いろんな状況があるので遅れる場合も当然ありますと。遅れてくれば、当然検討状況の報告をしてくださいということで、提出を求めます。提出を求められたときに、当然いま地元がこういった状況なのでということで話をします。しかし、地域指定という部分でございますので、この部分でいえばこの検討状況の報告の中では、県とし

ては地域指定がまだ進んでいないということあれば、また当然1、2カ月置きますと。1、2カ月置いて、その後どうなっていますかということでもた報告を求められます。という話でございます。そのときに、いやまだ地元のほうと話をさせていただいておりますが、地元のほうとしてはこういったことでございますと、反対でございまして、で、地域指定で説明会を開いていただくということで説明会を開く地域指定について話をいろいろさせていただいておりますが、そここのところがなかなかまとまりませんという話をしていたときに、最終的に県としては、いつまでに意見書の提出をしてくださいというふうに、県としてはしていきますというふうなことで、その日に話を受けております。

瀬戸委員

これははっきりしておかなければいけない問題ですので、できたら委員長、あの休憩を取って県のほうに確認をもう一度ですね、取っていただくようなことができますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

環境整備課長

廃棄物対策課施設第2係 船津係長のほうに再度確認をいたしました。先ほど私が答弁しましたように、意見の検討状況の照会については、当然初め3ヶ月程度で出ますので、その程度で出なければ、それからあと複数回検討状況の報告ということで提出を求められます。照会を複数回行う中で意見の提出のめどが立たないと、結局反対で立たないといった場合に、また長期になることが見込まれるといった場合におきましては、期限をある程度設けながら意見の提出を求めるといった回答でございました。

瀬戸委員

いま言われた担当の方、船津さんという担当の係長さんですね。微妙にとり方が違うけど、年単位で出なかった場合というようなことをおっしゃっているみたいなんですね。年単位で出なかった、具体的にどれくらいの期間意見書が出なかったのかと聞いたら、年単位で出なかったから指導して、そういういま課長が言われた最終的には期限を切ってやったということでしたけど、それが、いま言っていた期間のことは言われなかったけど、1カ月とか2カ月とか3カ月とか、そういう期間の問題は全然聞かれてないでしょ。

環境整備課長

私どもが8月10日に参りましたときには、流れとしましては、例えば5月に環境調査書の意見書を求めてきたときに、それから三、四カ月程度で普通市町村のほうが出しますので、出なければ意見書はどうなっていますかという話がございまして。検討状況の報告を3、4日が出なければ、それからもう少し待ってくださいと、地元と今いろいろ話していますと、地域指定について話していますと。言ったときに待ちましょうと。それから1、2ヶ月、例えば経ちます。そういった中で、初めから、5月からしますと半年経つといった部分で、半年経ちますけどどうなっていますかと、検討状況の報告をしてくださいということで提出を求められます。報告書の提出を求められまして、その後数回にわたりまして一、二カ月、2カ月程度に1回といったところで確かあったかと思いますが、どうなっていますかということで検討状況の報告を求められます。そういったことを踏まえまして実際この部分が長期にこの意見書の提出がいまの市の反対等々踏まえたときに当然まだ先にかかるなど、まだ長期に渡るのかなといったときにはですね、この中間処理施設の場合です、いまお話しているのはですね、最終処分場、中間処理施設いろいろございまして、そここの中でこの中間処理施設の場合でいまお話をさせていただきませんが、中間処理施設の場合だいたい6カ月程度で検討状況の報告を求められて、

それから1、2カ月程度、またその後ということで2、3回検討状況の報告を求められて、それでまだ長期になるなとか、もうちょっと時間がかかるなというふうに県が判断したときには、そのときの県の判断でいつまでに意見書を出してくださいということで提出が求められるということでございます。

瀬戸委員

流れはそうなんでしょうけど、意見書をですね、出さなかった場合、市が出さなかった場合は知事が指定すると、判断して知事が指定をすると、そうなるであろうということはいま言われたとおりですね。どういうその、そうなるであろうと、意見書を出さなかった場合そうなるであろうということは、どういう事例があるかとそういうことを取り扱います規則や要綱があるのかと、とったら規則や要綱は書いたものはないと、市町村長の意見書聞いた上でとなっておって、回答を得てとまでは書いていないということ言われているみたいです。しかし、ずっと遡らないと分からないが知る限りではそういう取り扱いをしたことはない。中途までやりかけたことはあるが、そういう取り扱いをしたことはない。じゃあどういう事例かと言ったら公文書で状況聞くということで、いつごろになるかと聞くと全然動きがないという場合ということになるから、具体的にどのくらいの期間になるかという、年単位で出なかった場合はそうなるということを県は言われているみたいです。だからちょっと同僚議員が聞いた話と、課長達がいま行政同士で話してあるのと少し差異があるんじゃないかなと思います。

それにつけ一番はいまその地元の方が今日お見えになっていますが、いろいろご不満を持ってある。その件に関してきのう私も説明会に行きましたけど、いま市のほうに言ってもこれ以上答弁できない。いわゆる市が許可権者じゃないですから、ぜんぜんできないわけですね。市町村長がその範囲の意見書等を提出する。先に進んで行けばですね、地元の方の意見等とか聞き取りとかいろんなその協定までいく間においてですね、市のほうの意見書も提出できるということですが、結局いまの段階でここでいくら協議しても県の見解であってちっとも分からないわけですね。進まない。だからきのうも地元の話し合いの中でいろんな質疑が出ました。いろんな反対意見、いろんな問題点が出ておったと思います。先ほど課長が答弁されたように県の方を呼んでいただいて、担当課を呼んでいただいて地元の方も十分に話し合いたい。その間この期間を見るとですね、その間は十分期間があるんじゃないかと、私は思うわけですよ。だからそれは十分に、地元の方が納得できるまで話し合いをして、これは許可になる、ならないは別にしても、きちっとした形で最終に結びつくようにやっていかななくてはいけない。それが市の務めではないかなと私は思っているわけです。その辺はどうでしょう。

環境整備課長

いま委員の言われるとおりでございます。私どもとしましてはこの委員会が終わりました後、県のほうに連絡をとりまして昨日の地元説明会の中での話をしっかりさせていただきながら、県のほうには次回説明会には来ていただきながら、誠意を持って対応していきたいということで考えております。

松本委員

私もきのうの説明会に行かせていただきました。で地元の方々がいろんなお話をなさっております。本当に地元の声というところを聞こえるところに、部長なりそういったところがぜひ参加をしてですね、吸い上げていただきたかったというふうにまず思いました。その出席はございませんでしたが、係長、課長が一所懸命にされておったということは承知をいたしております。しかしそれに参列をされておった地元の皆さん方は、採石のときにも私どもはこういう話し合いを市と持ちましたと、まったく変わっておりませんと、みえてた方がですよ。きのうは会場も狭うございましたんでね、みんな押しあって座っているような状況でしたので、そういうお話でございました。そして市民が私たちがこんなに困っちゃうと言っているのに市はそうして何にも対処してくれんのでしょうかと、こういうお話でございましたが、きのう出席

をされた課長は私がつくって言いよんのか、そのとおりか、答弁願います。

環境整備課長

いま委員の地元の意見等々につきましては、委員の言われるとおりでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

松本委員

本当にきのう出席をされた方々の中でですね、前回採石のとき、以前ですよ、あそこでされるといときに私どもは地元のこういう説明会というか話し合いをしまして、持ちましたと、そのときに市が言われておった状況と今回市がまた言われている状況は寸分変わりません。そして採石のそういう事業がスタートをいたしました。そして私どもはこれ程迷惑をしよると、不安に思いよると言っておるにもかかわらず市民の声というのは市はどのように考えておられるのですか。そういうことをムードではなくて、現に言葉として言われておったので、それをきのう出席をされた担当は聞かれておりますか、理解をしておられますかということをお尋ねをしよるんです。どうですか。

環境整備課長

昨日出席しまして1時間40分説明会開かせていただきました。その中で地元の方たちのいま委員おっしゃいますような意見、十分私としまして聞かせていただきながらですね、それを踏まえて当然行政としてどうあるべきかも今日帰ってまいりまして、昨日の分を市長、副市長、部長に報告をさせていただいております。そういった中で今後どうあるべきかということは検討していきたいということで考えております。

松本委員

そういうことですが市長ご理解いただけましたでしょうか。今のあれについては、そういう声が地元の皆さん方から多く上がったわけですよ。だからさっきも言うようにぜひ部長にもね、本当言うと市長でも副市長でも出席をしていただきたかったですが、きのうは最初ということもありまして、そういうふうにはなっておりませんけれどもね、地元の方々の声というのが、きのうそういうふうで、いろんなことで出てきたんですよ。そうするとやっぱり環境整備課をつかさどる部長はそれに出席をしてですよ、やっぱり自分でその意見を集約をして、今後どう生かせるのかということに繋いで、私はいただきたかったと思っています。

それから、先ほどから県のいろいろありました。その長い間意見書が出なかったらどうするのかといま瀬戸議員のほうから縷々ありましたけれどもね、これ見切り発車でどんどんやるよというふうには言っていないわけですよ。何もないわけですよ。そうするとやはり飯塚市の中で飯塚の市民の方々が、それだけ不安に思っているということは、やっぱり市長の見解、トップの見解がどの辺にあるかということで、もうこれは決まるのかなと、正直。あとはもう県ですからね。あなた方が言われるように県の認可ですから県がしていいよとか、して悪いよとかいうわけですから。ただ、今の時点で飯塚市の権限をもってするとき、やっぱり飯塚の首長たる市長の意見が大きく左右するわけですよ。これに尽きるんじゃないかと政治的な配慮、悪いですけどね、そういうふうな私は思っています。だから、もう県にどうじゃああじゃあ言うてもですよ、もちろん地元の皆さん方は、県のそういう許認可を持っておられるとこの意見をということで、今さっき言われたようにお諮りをいただいているというふうに思いますがね、地元の市長としてどういう見解をお持ちなのか。もうこれに尽きるというふうに、私はですよ、思うんですがいかがでしょうか。

副市長

この件につきましては、担当部署のほうから、もちろん私、それから市長にも報告は上がっております。その中で私と市長がこれについては打ち合わせをし、飯塚市の基本的なスタンスといたしますか、考え方というのは意見を一致しております。まずはこういう意見が出たときに地元住民の方がどう思われているのかというのが最大の私はポイントだろうというふうに、これは市長とまったく意見が一致しております。そして今回の意見を出すにあたっては、もろもろ、地元の方が不安を抱えてある、また先ほど言われた別なその事業での迷惑を被っている、被ってないということは、まああるかと思えますけども、そういう仮に飯塚市として意見書を出すのであれば地元住民の方の不安を少しでも和らげる、少しでも解消できるような意見書を出しましょうと。そしてそれが基本的な現在の飯塚市のスタンスでございます。

ですから地元が最終的に、冒頭に担当部署のほうで訂正いたしましたけど、意見書を出さなければこの事業そのものが止まってしまうというような認識で前回終わりましたけども、果たしているんなものの報道を見ますと果たして止まるのかという懸念が私もありましたので、每一度その辺を、仮に飯塚市が出さなかったら本当に止まってしまうのかと、簡単にそんなに。ということ調べさせましたら冒頭の見解が出てきたと。確かに県のほうも地元自治体の意見が出なければ、淡々と後は勝手に進めてしまいますよということはおそらく、ままいけないだろうとは思っております。ただ最終的に一定の限界があるかと思えますので、どこかで県は県の持っている許認可の範囲で、やはりそういう決断をするのではなかろうかと。

それで先ほど瀬戸議員から質問ありました。それと担当部署が答える中で、私は基本的にはあまり期間的に差はないかなと思っているんです。6カ月ぐらいで1、2回市のほうに問い合わせをするとすれば1回問い合わせすれば二、三ヶ月かかりますので、それが二、三回あると結果的に当初から1年くらいかかってしまうんじゃないかと。だから1年たったらいいとか悪いとかいう期間の問題ではなくて、県もやっぱり複数回といいますか、やっぱり二、三回どうなっているか、どうなっているか、もう最終的に期限を切らないとどうしようもありませんよということになって、それでも出ないということであれば、そういう事例があるかどうか、いたしまして、やはり県のもっている範囲では審議会等もありますので、その中でこれは地元の意見がなかったということでいくだろうと。先ほどの条例の解釈にいたしましても、県は単に、先ほど永露議員から出ましたけど単に地元の意見を聞いたという手続きをすれば、手続だけ聞いたということでやれば、意見を聞いたということで、簡単に言えばですよ、済むというふうに解釈もできるんですね。であれば私は担当部署のほうで前回と、いま話が長くなりますけれども、説明会は同じようなことを市のほうがしか言いよらんということは、やはり最終的にどちらも、最終的な許認可権を持っているのは県です。ですから市としては、それに意見を申し述べるとか何かを要望するという形でしかタッチできませんので、どうしても説明あたりがですね、何かこう煮え切らないといいますか、あくまでも県が持っておりますので、私が個人的に言わせてもらえれば県がそこまで許認可権を持っておるのなら、地元へびしと入って地元の住民の方にきちっと説明をして、不安を取り除いてくれと、自治体としては思っております。ただ県の条例上、地元の自治体の意見を聞くということになっておりますから、だから妙なことで飯塚市が逃げるといふわけじゃありませんけど、県がそれだけの権限を持っているなら、その権限できちっとの事務処理をしてくれというふうに思っております。ただ、最後になりますけど、締めとしてはいま飯塚市のスタンスとしては、地元住民の方が少なくとも不安を少しでも解消できるような、また安心できるような、出すとすればそういう意見書しか考えていないということでございます。

永露委員

副市長、ちょっと揚げ足を取るようで失礼ですけども、いま副市長は飯塚市として意見書を提出する際には、例えば地元の方々の不安等があるならば少しでもそういう不安が解消できるような内容の意見書を提出すべきであるということを言われましたね。もちろん私はそれに

は賛成なんです。であるならばあなた方はことしの7月9日に意見書を送付しておるんですよ。当然あなたも市長も判子を押しております。判子を押すということは、それによろしいということ、のもとでの判子を押されて意見書を送付しておるんですよ。

ところが7月の遡る3日前、7月の6日に潤野上区の自治会長さんからいろんな面について、さまざまな不安な点、不安なことがあるということで話があつとるんです。ということは、もう例えば仮に、そういうこと言葉がなくても、いわゆるこの種の、例えば産廃とかいう許認可とかいうものに対しての住民の方々が非常に敏感なんです。それはお分かりだと思うんですよ。当然そういう問題が起こるであろうということは想定すべきなんです。その上に立って意見書を提出しなければならないと思っっているんです。その7月6日のことを申し上げましたけれども、そのような具体的にいろんなもうこういうことについて非常に心配だと。こういうことって問題があるんじゃないかというようなことが現実に上区の自治会長よりあったにもかかわらず、かわらぬですよ、三日後にそれによろしいという、300mで問題なしという意見書を県に送付したんです。結果としてそれが保留され、取り下げられたという、取り下げになりませんが、なかったものに今現状はなっておりますけれども。いったんあなた方はそれ了として県に送付したんですよ。その時点で今、副市長がそのようなことを言われるのならば、当然その時点でそういう配慮をすべきではなかったんですか。

副市長

たぶんそういうふうなご質問が飛んでくるのではないかというふうに私も思っておりました。確かにあれを私が判子を押すときに、あの正直申しまして私も当初の意見書がここまで重みを、あの全体の県の紛争予防条例ですか、フローチャートをといてものを見せていただいて先でもう一度飯塚市の意見書を書く欄がございます。ここで最終的な住民の方あるいは住民を代表される議会の議員さん方ですね、大方の意見の集約、意見がどういうふうなのか、そこで最終的な行政としての意見書かなというのが、今思えば少し私の認識が甘かったのかもわかりませんが、ただこれはあくまでも説明会を開く指定地域の問題であると。であるならば当然こういうものに対しては、住民の方が不安を持ってあるであろうということは想定しておりましたので、早く説明会をしていただいてその場で説明を設置者、あるいは県同席の上で説明会を開いていただいて、フローチャートといいますが、事務の流れ見ますと、その場で住民の方のいろんな要望を聞くということが設けてありましたので、とにかくそういう説明会を一日でも早く開いてもらうほうがいいだろうと。そして、その場でいろんな思いをその場で地元住民の方も設置者なり県に要望をたくさんぶつけられたらいいんじゃないかというふうに、ですから早く説明会を開くことと、その指定地域というのは私、今思えば少し反省するところも正直あります。ただ早く説明会を開いて地元住民の方の不安を取り除くことがまず第一義的ではないかなと思って、多少言葉は少し少ないかも知れませんが、要望的なものは入れておりますが、これからいうと十分満足ではなかったのかもわかりませんが、事務方のほうからの報告ではある程度地元とのすり合わせの中で、これを作って送ったと。ただ送ったあとでそういう要望があつてきたので、結果的にはいまこれを取り下げ、なかったものとなっておりますけれども、もう少し今からこれを出すのであれば、この中にもう少したくさんですね、行政の思いなり地元の住民の方の不安を解消できるような文言をたくさん、たくさんという言い方は悪いでしょうけどいっばいつけ加えて、少しでも和らげるのが当初の意見かなと、指定地域に関してもそういうふうに思っております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。執行部にお尋ねいたしますが、先ほど資料要求していただいておりました部分についての説明をお願いしたいと思います。

環境整備課長

平成22年8月3日に明星寺自治会会長、明星寺団地自治会会長、潤野上区自治会会長のほ

うより調査申出書が環境整備課、市長あてに来ております。前段省かせていただきますが、3段目より明星寺地区内に産業廃棄物処理施設設置が計画されているということで、自治会役員で予定地及び周辺の確認を行いましたところ、広範囲な予定地内と周辺は森林の自然環境破壊が進んでおります。また産廃処理施設設置予定地には、既に破碎設備が設置されており役員全員驚愕し怒りを覚えたところでございます。ついては廃棄物処理施設に係る関係法令に抵触していないか、この現状は飯塚市自然環境保全条例に抵触するのではないかと、現在事業は事業許可に準じた事業活動が行われているかを調査し早急な回答をお願いします。ということで出ております。

次のページ2枚目にこの指定地域で考えられておりました半径300メートル以内の円が書かれたものがございます。3枚目に現地の写真がございます。4枚目に、...2枚目に現地ございましてD、Eに今回の中間処理施設におきます破碎機がございます。3枚目に現地、広い範囲で見た場合の敷地がございます。4枚目に半径300mの範囲ということで出ております。いまこの調査申出書が出ております内容につきましては、調査をし県とも打ち合わせをしながら回答書作成に向けてやっているところでございます。

商工観光課長

続きましてお手元のA3、5枚の資料について説明をさせていただきます。当該地域におけます採石にかかわる資料でございます。1枚目の左手が平成18年10月3日事業者あて県知事より岩石採取計画認可書でございます。その右手が平成19年4月12日に変更申請がなされまして、その変更認可書でございます。認可の期限は下の枠の中に書いてございますが、当初平成18年10月3日から平成20年10月2日、変更認可書につきましても認可の期限は同じでございます。変更の内容につきましては、採石面積が若干増えたような形の申請がなされまして、その認可が受けられているところでございます。

2枚目をお願いいたします。2枚目につきましては、当初の認可申請及び変更認可申請に折に、市のほうが採石法第33条の6の規定に基づく意見書を平成18年9月12日、変更申請は平成19年3月22日に意見書として提出した内容でございます。

3枚目をお願いいたします。3枚目は、当該地域の採石計画の区域でございます。中心部分の黒枠の部分が採石計画のエリアでございます。中ほどの破線の部分が変更申請で追加の認可を受けた区域でございます。

次のページをお願いいたします。同じく、その部分の字図でございます。黒枠が認可区域のエリアでございます。

最後のページでございますが、エリア区域の航空写真を赤線で引いているところが認可区域でございます。なお、この航空写真につきましては、平成18年度撮影でございますので、現状と異なる場合がございますので、ご了承をお願いしたいと思います。以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。

瀬戸委員

今の商工観光の課長がご説明されました最後に、今と現状が違う場合があるとおっしゃっていましたが、何か違うんですか。

商工観光課長

前回開かれました文教委員会の若干何日か前に議員の方よりエリア外の部分で採石が行われているのではないかとということで、ご指摘を受けましたので、現地等を確認しまして、詳細な境界等は申しわけございませんが確認はとれておりませんが、エリアを越えたところの採石が行われていたのではないかとというふうに認識しております。これに併せまして県のほうに確認をいたしまして、県のほうの確認の中でも区域外の採石が行われたという報告を受けております。

瀬戸委員

期間を先ほど申されましたが、平成19年4月12日から平成20年10月2日ということですが、この間にその区域を超えたという認識でございますか。

商工観光課長

私共が8月9日に県の方に職員を派遣しまして、確認したところによりますと平成20年9月に区域外採取が確認されたというふうに聞いております。

瀬戸委員

地元の調査申し出書の中に、この件も書いてあるんですが、この分で地元の方が言われるには、現在も砂を取ってあるんじゃないかと、トラックが出入りをしておるとのことですが、その辺は把握をしておりますか。

商工観光課長

連絡をいただきまして、先ほど私自身は3度ほど現場へ行きましたが、その時につきましては、その確認は取れませんでした。先ほど申しました県のほうに訪問しまして、確認しましたところによりますと、県においては、区域外採取、期限が過ぎた採取が行われてきたことを認識し、立入検査、指導等を行い、現状回復、採取の法面土入れ、崩壊防止等を命じ、作業を行っている状況等の認識の報告を受けております。

瀬戸委員

ただ今、県のほうの指導があって、それは修復してあると、修復に入ってあるということは今答弁されたと思いますが、この平成20年10月20日に終わった後に緑地計画とか、いろんなその修復において、いろんな計画があると思うんですが、その進行具合は分かりますか。

商工観光課長

今、委員ご指摘の内容につきましては、先ほど委員も申されましたように、平成20年の10月に期限が切れております。その後、県のほうが12月に先ほど申しました区域外採取等の確認をしまして、20年の12月の24日に跡地整備計画、この提出を事業者のほうにさせております。その後、数回県のほうがパトロール等現地調査等を実施してございまして、まだ完全ではございませんが、その現状復旧を実施しているという認識を持っております。

瀬戸委員

ということは、県のほうからの報告を受けて課長は認識をしてあるということを言われていますが、飯塚市には環境保全条例があるわけですけど、飯塚市としては、どういうチェックをしてあるんでしょ。

環境整備課長

申し訳ございません。今回、この調査申し出書によりまして、私どものほうもこの事実を把握した経緯がございます。そういった中で、自然環境保護条例の中にも適正な事業活動の防止、必要な措置等といったものがございまして、今、県のほうの対応がございまして、県のほうとそういった分につきましてもしっかりと一緒になって対応していきたいとふうに考えております。

瀬戸委員

ということは、全然知らなかったということですね。地元の方からその間にですね、苦情等が環境整備課とか経済部ですか、商工観光課にはあがっておりませんか。

商工観光課長

当該事業につきまして、私どもが把握していますのは、平成19年5月17日に地元住民の方より埃が舞い上がって、道路等が汚れているという報告を受けまして、県のほうに要望するとともに、当時の所属長が事業者のほうに出向きまして、その対応を依頼した実績が残っております。

瀬戸委員

その後、今話し合いがあってやられたと、その後、地元の方に今問題がないかどうかの確認

はとられましたか。

商工観光課長

その内容でございますが、以降ということでございますか。以降につきましては申しわけございません、確認はしておりません。

瀬戸委員

これがお役所仕事なんですね。結局ね、環境整備課とね、商工観光課とね、窓口は商工観光課、最初はね。環境になると環境整備課、国でも言っていますよね、横串入れると、全然縦割りなんですよ。だから、全然地元のこと、苦情等も入ってこないし、それも指導をすることができない。いわゆる県にお任せしたら、県が言ってきて初めて知ったとかね、その編は、絶対に変えていかないといけないんですよ。ね、課長。お互いになすり合いするようなことじゃ、どうしようもないでしょう。きちっとしてね、やっぱり地元からの意見は吸い上げて、業者も分からんで、どんどんどんどん行かれることもあるかと思えますよ。そういうことに対して、これは違うんじゃないですかということは環境保全条例に基づいて勧告もできるはずだし、注意もできるはずですよ。地元が一番ね、迷惑したまんま、県が言うまで分からないと。そのための市役所じゃないですか。その辺はね、きちっとね、対応してもらわなくちゃ。今回の中間処理の申請、会社は違うところみたいですけどね、やっぱり何か地元でそのことがあれば、また今度もそうじゃないかと、また迷惑がかかりっぱなしやないかと、心配されるのは当たり前ですよ、地元として。ただその辺をね、きちりね、市のほうがきちりやってないからこういう問題起きてくるわけですよ。許可権者はあくまでも県ですよ。分かります、それは私達も理解しています。でもね、やっぱり、市民の生命と財産を守るのはね、市役所の仕事じゃないですか、一番の。その辺を十分にね、頭に入れてやってないと、こういう問題今からずっと続きますよ。その編は、よく内部でね、副市長、話してもらって横串を入れるようにして下さいよ。これはね、要望しておきます。

松本委員

いま瀬戸議員のほうからね、ありましたけれども、本当に、それが昨日地元の皆さん方が言われるように、全然変わらん。地元の声が幾ら届けようたって、どこに届けていいのか、どうなるとののかもわからん。いやうちじゃありません、うちじゃありませんと言われたか言われてないかわかりませんが、そういうことなんですよ。今回も、もちろん県ですが、やっぱり迷惑を被るのは飯塚の市民なんですよ。我々が困ったりするわけですよ。そこをやっぱり市長としてどうするのか。どう考えるのか。これに私は尽きる。さっきも言うようにですね。副市長はさっきのご答弁をなさいましたけれども、本当にやはりそういった市民の声を反映してやっていただかんと、さっき市長みたいに私が申し上げると、それでいいとかみたいにね、後ろ向いて担当を怒ってらっしゃたですけど、ちょっと違うんじゃないかと思えますよ。市民がそれだけお願いをしたいと。市はどうして聞いてもらえないのかということまで言われよのに対してですよ、やっぱり真摯に市長はお答えをされる義務があると私は思ってますんで、先ほど副市長はそういうふうにお話しされましたけれども、市長、私はそういうふうと思っています。いかがでしょうか。

市長

内容等に対していろんな話が私は交錯して松本議員の質問に対して市民の声を聞いてないのかというようなとらえ方をしたもんですから、その点に関しては先ほど失礼をいたしましたと思えますけれども、ただ私は、副市長が先ほど言いましたように最初の意見書を出すことによってこの内容等に関して県のほうから市民の意見を聞く場が設定できるわけです。もちろんエリアとしては300mになるのか、500mなるのか1kmになるのかというような問題はあるかもわかりませんが、一応300mの範囲であれば、その周辺の人々の意見は聞けると。しかし、それ以外のところ人の意見も聞けるということでしたから、まず最初に意見書を出すこ

とによってその次の行動ができる。そのときに市民の皆さんたちの意見を十二分に聞く場ができるから、じゃあまず最初の意見書を出しましょうと。

だから内容等に関しては、ここに書いている附則は非常に少ないですよ。敷地周辺にため池や存在しますので、堆積した粉じん等が雨水等によりとかですね、200号線から施設搬入口までの3kmほどの間に人家等が多く存在しますので、そういうものが震度とか騒音とか排気ガス等の対策を十二分に行うことと。たった2件しか書いていません、この中には。こんなもんじゃないと思いますよ。だけでもこういうことを、意見書を出すことによって、そういう会合、集会の場が開かれて、それぞれ地域の方、現にそれを感じておられる方の意見が十二分に聞けるから、早くこれを出してその場を設定したらどうかという意見の中で、私たちの意識としてはあったわけですから、そういう意味では早く私は県のほうのほうですね、多分、先ほどお話ししましたように市としては同じようなことをですね、全然前へ進まないようなお答えをずいぶんしてきたとは思っておりますけれども、早く一緒に県と市と住民の方と一緒にあって、そこにそういう場を持つべきではなからうかと思っております。

松本委員

いま市長ね、そういうふうにお答えになりましたけれどもそのエリアを決めるという、まずね、そのスタートが住民の皆さん方には不安なんですよ。市長や副市長はそういうふう簡単にね、まあ副市長は多少認識が甘かったかなというふうなことを言われよりましたけれども、全然市民の方は違うんですよ。だから、言うように昨日のようなね、皆さんがお集まりになって本当にその声を出されるようなときには、おって欲しいというのが正直私の思いです。市民の方々は違うんですよ。市長がそんなことをいま言われるけれども、そんなふうなことは誰一人思っておられない。早くその意見書を、今回の意見書を出してですよ、300mでいいやないかと、意見書を出して。附帯意見もいま言うように、市長が言われるように、ご自身が言われるように何項目しかついていないような意見書を出されてですよ、それでいいとは決して思っておられんのですよ。

だから出す前に、さっきも永露委員が言われましたけれども、その意見書はもう県に行ってたわけでしょうが。そうすると、あなた方の認識は全く違うということなんですよ。違いますか。いやいや、いま市長があれされたからですね。違うんですよ。市民の皆さん方は。そういう意見書を出すときには、ぜひ自分たちの意向も十二分に聞いて反映して出してくれと思っていらっしゃるわけです。それだけ温度差があるわけですよ。いや、おれたちは早く出してから会議を、説明会をする場を持ったほうがよからうと思ったと言われておりますけれども、全然そこは違うわけですよ。だから、そこら辺はそういうやっぱり市長がどう考えるのか。行政がどう考えるのかということで、これは大きく違うと思いますよ。

だから、今後の意見書等々については、どういう意見書を出されるのか、出されないのかちょっとわかりませんが、十二分に出されるときには、それを考慮するといま副市長もおっしゃっておりますから、それは市長のお考えも全く一緒だというふうに言われておりますんで、そういったものを出していただく。それについて、やはり私どももここで責任を持ってこういう委員会を開いておりますので、私ども委員会にもその意見書を出す前にはお示しをいただきたい。前回の例もありますのでね。ぜひ、その辺はお願いをしておきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

市長

説明会ということではなくて、私は先ほど言うようにたったこれぐらいの意見じゃないということ。そして、この意見書を出すときに自治会の方とのお話し合いもある程度して、そして多分ですね、その意見書を出すことによって次のステップが発生すると。だから県のほうの職員も当然そこに出てきて、多分市民の人たちの意見を聞く場ができると思います。ただこういう事しますよという説明だけで終わる説明会ではないと思うんですよ。皆さんたちはどういう、

この地域のこの事業について考えですかとか、どういうお困りですかとかいうようなことを聞く場が、そこに設定できるというのが、私が思ったことなんです。次の意見書の。

でエリアが300mといったけど、それ以外も参加できるということやったでしょ。できることなんですよ。できることだからですね、その300mというものに対して、いいですよという意見を私たちが例えば市のほうが県に出しましたと、ここに書いてあるようですね。そのときに、住民集会の中で、そういう説明会の中で、いや300mという意見書が出るとけれども我々は500mと思うよと、だからこの分に関しては市のほうはそう書いとるかもわからんけれども、我々の住民としては500mに変えてくれというような意見も出るんですよ。出たときにその話が私は進んでいくんじゃないかと思うんです。だから話し合いの場ですね、それが確実に設定されてしまったということになるのかな...そこは一番問題ですな、それは。私は広がるというふうには思っていたんですよ。

(「ちょっといいですか」と呼ぶものあり) ちょっと待ってください。だから私が一番言いたいの、早く住民との、県との説明会を私はしていただきたいなというのが一番の目的でした。

松本委員

いまね、市長が言われるそれがそもそも違うんですよ。それだからですね、そんなに温度差がある中で進められても私たちはどうしたらいいとねと言われているのが市民ですよ。この自治会ですよ。だからそういったことがそれほど違うんですよ、市長。だから、それはあなた方がいくらきれいなことを言われるかもしれませんが、この意見書たるものは行っとったわけじゃないですか。そしたらあなた方は、何もしないで妥当ですよ、正しいですよという意見書を出されとったんですよ。だから市民の皆さん方は市は何故そんなことやろうかと言われるのは当たり前じゃないですか。言わないほうがおかしいですよ。毎日毎日ごみはするは、音はするは、迷惑を被っているのにですよ。ああそうですか、市はそうされるんですね、県はそうされるんですねってそんなこと誰も言わないですよ。

だからその見解がそれほど違う。そこをやっぱり市長に考えてもらわなくては、これは進まないと思うんですよ。もちろん担当もいらっしゃるから、市長が一々々その担当の仕事をごこの課にいつてされるわけでもないですけども、これはやはり、その地域の市長の意見を聞いているわけですよ。市長の意見を聞いているんですよ。担当の課長が言ったり、部長が言ったりする意見を聞きよるんじゃないです。そうそうですよ。だから、その意見を、ちゃんとした意見を吸い上げてもらわんと困るということ申し上げているんですよ。ぜひ今後どういった意見書を出されるのか、出されないのかわかりませんが、それには先ほど言いますように、そういったことを十二分に反映をして、私どもにも出す前にはお示しをいただいて、正規なルートでやっていただきたいというふうに強く要望します。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

瀬戸委員

確認ですけれども、いまの指定地域の指定を出されたと、出されたとなりますと公告閲覧期間が30日間あります。これはどういうことで公告期間が設けてあるんでしょう。結局指定地域について市町村に意見を照会しましたと、市町村が出しましたと、そしたら30日間の公告閲覧がありますよと、これは不服申し立てか何かの期間なんですかね。いま言われたような地域を広げてくださいますか。周知させるだけの公告になるんですか。どうですか。

環境整備課長

周知の期間でございます。

瀬戸委員

周知させる、こういうふうになりましたよということの公告ですね。そうすると結局このまま流れていくと最後にずっと流れていくと、協定書等がありますよね。地元と申請業者さん

との協定が行われると思うんですが、その協定に関して指定区域が300m、500mと決まったら、その範囲の方だけの中の方の協定、いろんな問題の協定になってくるんですか。この辺大切ですからね。だから、例えば1kmになったと言え、その1km範囲の中にあるすべての方の、意見交換に出て来られた場合、申請者とのいろんな協議を重ねてやられるわけでしょうけど、それは指定範囲に入っていないとできないんですよ。

環境整備課長

そういったことはございません。範囲の中というだけではございません。あくまで協定は双方、住民側との紳士協定というか、協定でございますのでそれが300m以内の方だけじゃないとだめだよということではございません。

瀬戸委員

そしたら指定範囲を決めなくていいんじゃない。それは絶対におかしいですよ。結局、例えば鎮西地区全部の人が出てくるとか、例えば大日寺の人が出てくる、それはおかしいでしょう。だからやっぱり指定範囲の区域の中だけじゃないとおかしいのではないですか。だからその辺は、いま、その事業所がやれるようとしているところの最大に考えられる、この前出ていました明星寺団地とかですね、最大限考えられる場所でないところからでも来ていいことになれば、私達徳前からでも、どこからでも行きますけれども、それはおかしいでしょう。その辺は確認とってください。

環境整備課長

説明不足でございました。この協定と申しますのは、あくまで被害と申しますか、やはりそういった状況の及ぼすところですね、自治会単位とかいったところは結構ございます。そういった部分の中で協定を結ぶことがございます。ですので、300mと申しましても自治会で考えれば、300mを当然超えたりすることもございますので、そういった部分で当然影響を及ぼすところが、この協定を結んでいくということになると思います。

瀬戸委員

どうも納得ができないのですけれども、結局範囲の中に入っていない人が来たって、例えば申請者側が、いやおたくは関係ないですよと、あくまでも協定でしょ、紳士協定でしょ。紳士協定だから関係ないとこの人が来て言ったって、業者さんも何もかもどっからきたって聞くわけじゃないでしょ。だからやっぱり指定範囲というのは、その中で最大限いま言われるいろんな問題が考えられる範囲の方がきて協定をするというのはわかりますけれども、それが指定範囲ではないんですか。それはちょっと確認してください。そうしないとおかしいですよ。

環境整備課長

申し訳ございません。再度確認をして答弁させていただきたいと思います。

瀬戸委員

それを確認されてなおかつですね、いまこれは進んだ話をやっていますけど、地元の方の、まだあの、昨日行われましたいろんな意見、問題がございますので、この意見書を書く前に、いま副市長も言われましたけれども、期間をちょっととってもいいということを言われていまして、昨日約束しました県のほうと、それと地元の方と十二分に意見交換ができて、決まるにしても指定範囲の決定をしていただくように、早急に出すことのないように、これだけは確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。議事の進行状況、ここで環境についてを一端保留といたします。暫時休憩します。

休 憩 11:43

再 開 11:54

委員会を再開します。次に、「学校教育について」を議題といたします。「穎田小中学校建

設工事基本設計について」執行部の説明を求めます。

教育施設課長

頼田小中学校建設工事基本設計につきまして、その業務委託が完了いたしましたのでご説明いたします。

この基本設計は、請負業者が株式会社大建設計福岡事務所で、平成22年3月2日から協議を行ってまいりまして、平成22年7月28日に完了いたしました。本日提出しております基本設計につきましては、5月28日に本委員会および5月20日、6月2日に公共施設等のあり方に関する調査特別委員会で説明いたしました基本設計（案）に対しましての意見、要望またその後の学校や地域からの意見、要望等をうけ、内部で協議を行いまして、その結果平面計画図の一部を変更しております。

その変更になった箇所の主なものについてご説明いたします。A3の横の分をお願いいたします。まず階数の表示ですが、基本設計（案）では現中学校のグラウンドに建設する階を地下1階、現中学校の校舎敷地に建設する階を1階として、地下1階地上3階と表示しておりましたが、土木事務所等関係官庁からの指導により、案での地下1階地上3階という表示を改め、基本設計では地上1階から4階といたしまして、4階建てと表示することとなりました。このため基本設計（案）では地下1階と呼んでいた部分が、基本設計では1階となり、順次1階が2階、2階が3階、3階が4階と変更になりました。全体的な建物の計画は変わっておりません。

次に1ページの全体配置図をお願いいたします。建物周辺の変更点ですが、まずテニスコートの予定地を案では現小学校のプール跡地に計画しておりましたが、地形的に無理があるということで、サブグラウンド計画地横に変更しております。次に正門から校舎棟の昇降口および玄関への進入口につきまして、児童生徒が通行する通路と駐車場との動線を完全に分離して危険のないよう、その動線が交差しないように変更しております。

次に2ページの1階平面図をお願いいたします。外部にも学校用の倉庫が必要ということで、アリーナ下の駐車場部分に体育倉庫を増設しております。

次に4ページの3階平面図、5ページの4階平面図をお願いいたします。校舎棟内部の吹抜けの件でございますが、案では昇降口上部およびホール上部を、採光や通風などのために吹抜けとしておりましたが、基本設計では各委員会や学校からの吹抜けは、安全性の観点から取りやめて欲しいという意見要望がありましたので、協議を行った結果、安全性を重視いたしまして吹抜けは取りやめております。このことにより平面計画が少し変更になっております。その他学校からの要望による主な変更点としては、職員室や事務室などの管理諸室の配置や広さを変更し、保健室を2室設けるように変更いたしました。これらの変更により内部の延べ床面積が案での12,878㎡ということで報告いたしておりましたけれども、13,000㎡程度に変更になっております。

以上が5月28日に提出いたしました基本設計（案）と本日提出いたしました基本設計との主な変更点でございます。

次にエレベーターの衛生管理の件でございますが、このエレベーターにより、給食調理場から各階およびランチルームへの給食の配送を行いますが、衛生管理を徹底して行き消毒や定期清掃を十分に行うこととしておりますので、基本設計（案）のとおり1基で計画しております。その他、前回は提示しておりませんでしたけれども、別途6ページ、7ページに各方向からの立面図、右上のほうに建物に対する方向を表示しております。8ページに断面図、右下に建物に対する断面の方向を表示しております。そして最後、9ページに計画の建物の透視図、上段に市道と鹿毛馬川との3差路付近の上空から見た鳥瞰図、中段に現在の中学校校舎から見た透視図、下段に先ほどの3差路付近から見た透視図を添付しております。なお実施設計業務委託につきましては、8月12日に株式会社大建設計福岡事務所と契約を締結し、履行期間は平成

23年3月31日までとなっております。今後も関係各課および学校や地域などと綿密な協議を重ね、実施設計を完了させたいと考えております。以上簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたが再開を午後1時からとしたいと思っております。質疑については、再開後をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。質疑はありますか。

佐藤委員

穎田小中学校について質問させていただきます。先日の代表質問でも話題になっておりましたが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が公布されております。担当課としてこの公布のことを知っているのかどうか、またいつごろ知られたのかをお聞かせください。

教育施設課長

この法律につきましては、5月26日に公布されたことは存じております。この法律自体を認識いたしましたのは、代表質問がありましたときに認識いたしました。

佐藤委員

それではこれの設計が発注されたのはこれより前ですよ。もうされてあった後に知ってあったということで、この穎田小中一貫校についてはこの法律は適用というか、考慮されないのかどうかお聞かせください。

教育施設課長

穎田小中学校の設計につきましては、木造建築等も検討いたしましたけれども諸事の事情によりまして、穎田小中につきましては鉄筋コンクリート造ということで計画しております。

佐藤委員

それは木造建築、この法律が施行、公布される前にもう検討したということでしょうか。この法律を知られたから検討したということなんでしょうか。その辺をお聞かせください。

教育施設課長

基本設計を3月2日から始めましたので、当時木造ということも検討いたしましたけれども、この法律によって検討したということではなくて、木造ということで検討いたしました。

佐藤委員

それならですね、この法律が公布されたことによってもう一度検討するべきじゃないかと思えますけれども、まあその辺は別にして、なぜ木造で、いろんな理由でということをお聞かせください。

教育施設課長

まずこの大規模の木造建築とする場合の法的な規制がございます。建築基準法の21条に階数は3階以下、そして3,000平米を超えないものという規定がございます。そしてまた27条に学校につきましては、特殊建築物になりますので3階以下で2,000平米を、こういうものについては3階以上で2,000平米を超えるものにつきましては、耐火建築物としなければならないという条文がございますので、穎田につきましては鉄筋コンクリート造ということで検討しております。

佐藤委員

確か課長もこの林野庁の資料を見てあったと思うんですけども、ここに木造利用した学校施設の工夫事例集とか、公共建築物木材利用促進法に関する相談窓口とかありますけれども、その辺でこの法律、今さっき言われた法律との関係で相談されたり、工夫されたりしたんでしょうか。

教育施設課長

具体的に相談ということはございませんが、インターネットによって調べた結果、実際に事例はございますけれども、先ほど申しました平米数を超えない範囲で建築されています。延べ面積としては大きい面積もございますが、それにつきましては別棟とか、そういったところで木造は使われて建築されております。

佐藤委員

それであればですね、木造が駄目と、そしたら木材の利用についてはどうお考えでしょうか。
教育施設課長

木材の利用につきましては、今から実施設計を行っていくわけですが、その中で各教室においての床とか、腰壁とか、それから天井とか、そういったものでできる限りのところは使いながら、温かみのある空間としたいと考えております。また教室と廊下の間仕切りのパーテーション等、そういったところにも木材を使っていきたいと考えております。

佐藤委員

ぜひともですね、先ほど紹介しました窓口等々、相談窓口、工夫事例集もありますので、その辺をよく研究されてしていただきたいと思います。このことは市長が言われております環境保全、そして林業の発展等々にもつながると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。それと入札のことなんですけども、...

瀬戸委員

いま佐藤委員が言われたように木の温かみとか、いろんな問題でいまCO2の問題でもですね、なるべく切り出した木を使っていこうということになっているかと思います。その中で熊本の小学校で机、椅子を檜の、檜だったと思いますが、檜のものに替えた。普通のパイプいすとか、パイプ机から。そうするとアレルギーの子ども達が相当治った。いろんな病気が治ってきたという例が九大か何かが発表していました。そういうことで、そういうものも調べながらもしそういうことがですね、子どもたちの身体に対していいのであれば、研究をしてそういうことも取り入れていかれたらと思いますので、その辺はまた調べていただくように要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

佐藤委員

穎田小中学校の建設のことなんですけど、入札に関して、やはり私は地元の業者をふんだんに使うことが望まれると思いますけれども、例えば社会教育施設、学校教育施設、2つあるんですが、その双方別々に分離発注するとか、いかに地元業者を使うかについては工夫されてありますでしょうか。

教育施設課長

まだ具体的に発注方法については決めておりませんが、今後関係各課と協議して決定、検討していきたいと考えております。

佐藤委員

ぜひともですね、分離発注するなり、プールだけでも別の業者にするなり、JVを組むなり、いろんな形があるかと思いますが、その辺を研究してください。それとあと一点、これ最後、小中学校の建設についての要望なんですけど、穎田小中学校にしてもそうなんですけど、このグラウンドが二つあって、一つは中学校で野球部、陸上部等々が使うと思います。たまたま穎田はですね、少年野球等々は穎田町民グラウンドの下ですかね、あそこのグラウンドですけれども、やっぱりそういうことが他の小中学校、例えば穂波東中校区の小中一貫校についても起こると思いますし、小中学校の体育館は夜ほとんど埋まっている状態です。その分で数が減るといような、例えば穂波東中地域では3つの体育館が1つになるということも考えられま

すので、やはりその青少年がする社会教育のスポーツ団体等にも考慮された建築をお願いしたいと思います。それについて意見があれば最後お聞きします。

教育施設課長

いま言われたように穎田の場合はそういったケースで十分足りるかもわかりませんが、他のケースにつきましても、そこそこの事情がございますので、その辺を検討しながら計画をしていきたいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

いまのこういう建物をするときには、地場の業者でというお話がございましたけれども、今回のこの設計、基本設計ですかね、これについても業者さんは福岡の業者さん。で、本設計もそこがされるというふうに聞いておりますが、そのとおりでしょうか。

教育施設課長

そのとおりでございます、基本設計につきましては株式会社大建設福岡事務所、実施設計につきましても大建設福岡事務所が作ります。福岡の事務所ということではなくて福岡事務所でございますので、本社は東京でございます。

松本委員

そうしますと、これは地場の業者さん、設計屋さんでは難しいと判断をされたんでしょうか、そこんところはどうか。

教育施設課長

いろいろ協議いたしましたけれども、今回つきましては高い技術を要するという判断をいたしまして、このいま指名願いが出ているところのランクの高いところを指名いたしまして、入札ということになっております。

松本委員

議会としてはいつもやっぱり地場の業者さんをとというお願いを、学校だけじゃなくてしているんですよ。いま業者さんはこういう時期ですから、大変仕事にも苦慮しておられる。そんな中でやはり飯塚のこういった学校なり、いろんな建物をするときには設計なりそういう業者も、地場がどうしてもできんとか、こういう状況でここにはもうできませんというちゃんとしたあれがあるんであれば別でしょうが、努力をすればやっていけるということについては、この小中一貫校のこういったケースもこれから各地されようとしているところですよ。そうするとやはり地場の業者にその設計なりも勉強するいいチャンスじゃないですか。そういったことを行政が考えられないで、やっぱり東京の大手、まあその福岡に会社はあるんでしょうけど、というのはどうなんでしょうね。いつも私もはそういうお願いというか、要望をしているというふうに思いますけれども、なかなかそれがそんなふうに運んでいっていない。これは、どうなんですかね、行政としても同じやはり地場の業者の育成をすとか、地場の業者に頼みたいとかいう思いはお持ちですよ。どうですか。

教育施設課長

市内業者で履行可能な案件につきましては、最大限配慮を行って発注は行っております。繰り返しになりますけれども、今回の件につきましては高い技術力を要する建物だという判断を行いまして、指名競争入札を、市内ではありませんけれども行ったものでございます。

松本委員

それも指名競争入札というふうにはいま言われますが、飯塚市では一般競争じゃないんですか。私そこら辺がちょっとよく...

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:12

再開 13:12

委員会を再開いたします。

松本委員

所管が違うという、いまね、ご指摘いただきましたけれども、私たちの思いも皆さん方の思いも一緒であれば、なんらあれはないと思うんですよ。だけれども、そこいら辺がそうならないから何でかなあっと正直不思議な思いがするんですが、その辺どうですか。

教育施設課長

市内業者についての発注は基本的には考えております。可能な案件につきましては、先ほどと同じ答弁になりますけれども最大限発注を行っております。ただし、今回の場合は高い技術力を要する建物であるという判断をいたしまして、こういう結果になっております。

松本委員

今回、高度な技術を要するというので、ここはこういう施設をされたことがありなんでしょうか。

教育施設課長

これも契約課のほうと協議いたしまして、小中一貫の実績のあるところ、それから複合施設の実績のあるところ、そういうところを調査を行いまして、これは契約課のほうですけども指名をいたしております。

松本委員

ということは、そういう経験を持ってらっしゃるところだという判断でよろしいんですか。

教育施設課長

そのとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

原課として、その契約課とね、重なることがあるから、いま所管が違うということと言われていましたけど、今回入札額は基本設計と実施設計と、同じところだと思うんですが、とられたところが、入札額はお幾らですか。

教育施設課長

この実施設計業務委託の契約額は4914万円でございます。消費税込みの4914万円でございます。パーセントは私のほうはちょっと把握はいたしておりません。

瀬戸委員

私が聞いたところによると4割近く、だったということを聞いております。入札予定価格からいうと40%ぐらいであったと。これは基本設計も今度の実施設計もそのくらいだったということを聞いております。非常に安い、すごく競争があったんでしょうけど、安い価格で取られているかと思います。ふつうの市営住宅とかの建物は、管理は市の職員さんがされていると聞いておりますが、今回の場合特殊な学校ということで管理業務も今の、いわゆる大手のコンサル会社、設計建築会社に任せられるという考えをお持ちなんでしょうか。

教育施設課長

通常は設計した業者が管理委託をするというのがよく聞きますけど、今回の場合は、どうするかにつきましては、まだ決定はいたしておりません。

瀬戸委員

じゃあこれは要望しておきたいんですが、県なんかはですね、調べてみると基本、実施、管理がある場合すべて前とった業者は外してあるんですね。外してある。いわゆる実施をとったからそのまま流れて管理をさせるんじゃないかと、実施をとったところは降りて、その別の方で

今度管理は入札してあると。今回ですね、考えてみたら何%考えたら、多分ですね、設計管理、管理のほうでいえば5%か、少なくとも3%はとられると思うんですね。そうすると20億円。この間予算が載っていましたが、大方20億円近い建物になると、5%だったら1億円ですよ。3%で6千万円。となるとですね、一連の流れでこういくと、何か話し合いがあっているんじゃないかと、どうせ管理がとれるんだから、最後1億6000万円もらえば十分利益は出るから、もう基本設計と実施設計は安くていいという形に見えてくるんですよ。いま言われたように一般競争入札じゃないですよ。指名競争入札ですから、昔からコンサルはなんかね、話し合いがあっているか、あっていないということはありますけど、やっぱりきちっとして皆さんがあまり疑義を持たないような形で流れていくのがいいのかなと。そうすると基本をとったら実施は、また基本をとったところは外す。実施は実施でそれだけ。基本設計はでき上がっているわけですから、同じ大手なら全部見たら、図面見たらわかるわけですから、そこだけが特殊な何かこう、特殊なものが持ってあると。そこだけしか、その特許みたいだね、特殊なものを持ってその設計図が折り込んであるというならわかりますよ。じゃなければ、当然同じレベルの設計会社であれば基本設計した図面を見ればわかる。実施設計をした図面を見れば管理もできる。私が聞いてみるとそうだと、大手に聞いてみたらそうだとということですので、できたらそういうふうな形で、なるべく疑義の生じないような形の入札をやっていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

佐藤委員

続きまして、学校の荒れの問題について質問していきたいと思います。いま飯塚市内の小中、これは荒れだから中学校に限ると思うんですけども、荒れの状況について学校教育課としてどう把握されているのかお聞かせください。

学校教育課長

市内各中学校の荒れの問題でございますが、教育委員会といたしまして、いま荒れている学校としては数校把握しております。その理由としましては各学校から上がってきます生徒間暴力、対教師暴力等の報告によってそのように判断しております。

佐藤委員

その数校のうちですね、継続して荒れている学校、またあれば校名はいいですけども、何年ぐらい続いているかどうかお聞かせください。

学校教育課長

ある学校につきましては、ここ一、二年で落ち着いた学校もありますし、いまずっと続いている学校につきましては3年ほど前から継続して荒れている学校もあるというふうに思っております。

佐藤委員

数年続けている学校の学力は、他の学校と比べてどうなっているのか。また教育委員会として、どういうふうに指導されてあるのかどうかお聞かせください。

学校教育課長

学力につきましては、先ほど数校荒れておるといふふうに申しましたが、ある学校につきましては、荒れていながらも毎年学力検査結果では伸びているという結果がありますし、ある学校につきましては現状維持、荒れが少し解消してきたなという学校につきましては、県の平均をこし超えているという学校もございますし、数年ずっと続けて荒れてる学校につきましては、検査結果は年々落ちてきているという状況でございます。

それについてどんな指導をしたかということでございますが、教育委員会としましては学力と荒れの関係というのは先ほど申しましたように、数年荒れている学校につきましては関係があるというふうにとらえております。ですからその中で、まず荒れを解消しなくてはならないということで、教育委員会としましてはいろんな指導をですね、生徒指導の研修とか、そうい

った研修会の中に教育委員会が入っていったり、あるいは学校長や教頭ですね、管理職への指導を直接行ったりということを行っております。また今年度からスクールサポーターを雇用しまして、スクールサポーターを学校へ派遣しております。それにつきましては、その報告によりますと一部荒れている学年も少しずつ落ち着き始めているという報告を受けておりますし、夏季休業中に私も含めて学校に直接指導に行きましたが、その中でも2学期以降は幾らか荒れは解消できるのではないかなという報告を受けておりますし、私ども2学期以降学校に出向いていこうというふうに考えております。

佐藤委員

もう3年なんですよ。大概で落ち着かせてもらわんとよく聞くのがもう保護者から悲痛な叫びが聞こえてくるわけですよ。まともな学校ではないと。課長ね、課長は荒れがおさまっていると言っているけど、授業中、現に廊下をもう子どもはウロウロしているんですよ。それがおさまっている方向とは僕は思わないわけですよ。先日もううちの近所の小学校に中学生が入ってきて保護者がバスケットの指導をしているときに注意されたそうですね、たばこを吸うなど。そしたら、そのタバコを体育館に投げ入れるそうなんですよ。その学校の子ども。それも目立った悪い子じゃないんですよ。それを次の日に、私、学校の管理職の方に指導してくださいと、あと数名おったけれども、その名前として、やっぱり小学校にちゃんと謝罪に行ってくださいということを書いて昨日、おとといですね、その管理者の方にどうなっていますかと、まだ指導できていない、生徒がつかまらんと、それはアリなんですかね。夜いたら保護者もおると思うんですよ。そういうことが一事が万事だから、僕は3年間もずるずるとなっていると思うんです。

やっぱり指導している、指導している、指導が効いてないのが現状じゃないかと思うんです。直してもらわんと私たちが中学生ぐらいのとき、20年前みたいにですね、社会に出れば頑張ったら生きていける世の中じゃないですよ、いま。やっぱり中学校から行く高校でも人生を左右される。大学に行っても就職がない時代なんですよ。やっぱりその辺教育委員会できちんと認識してその熱意が学校に伝わるようになって、この荒れを直さないと僕の知っている学校、たぶん課長と共通認識する学校は1年で終わりましたよ、荒れが。どんな方法であろうが。もうずるずる3年ですよ。近隣の方にも迷惑をかけています。そのことを含めて課長の思いを聞かせてください。

学校教育課長

いま言われました学校につきましては、年度当初の教育指導計画をつぶさに見たわけですが、その中で学校長の重点経営目標と教頭が考えているものと教務主任と考えているものが、一致していないという面が私自身見受けられましたから、その件につきまして学校長へは全員同じ共通理解で学校運営を推進していくという指導を厳しく行っております。

そして、また荒れている学校につきましては、つい先日関西のほうで見回り隊ですかね、ボランティアで夜見回りをされている方が、テレビの中で言ってありましたが、親にゆとりがない家庭ですね、ですからそう考えてみればこの飯塚市においてはそういった家庭がここ数年増加しております。そういう家庭では子どもたちに思いやりの心がうまく育たない。そういうふうに考えているという報告をしておられました。

そういうことから考えますと、そういった思いやりは必ず将来生きていく中で必要なものでございますし、また今学校におきまして、そういった思いやりの心、つまり子ども同士をつないでいく、そういった取り組みが薄くなっているのではないかなというふうに感じております。ですから子ども同士をつなぐということが、また子ども達が思いやりを持つということは、つまり荒れているときに隣のそういった子たちにそれじゃいかんやろうと、それじゃあみんな苦労するやろうというような思いといたしますかね、それを伝えあう子ども同士のつながりが、だんだんだんだん薄れてきているのではないかなと自分自身肌で感じております。

ですから、そのことにつきましては今後、2学期以降、各学校の道徳教育あるいは特別活動におきます学級活動、あるいは学校行事の中でそういった子ども達をつなぐ取り組みを推進していくように、厳しく指導していこうというように考えております。それにつきましてはおそらく、長期的な取り組みになるとと思いますが、いま考えてみますれば、そういった足元のことを随分忘れかけてきているような気がしております。またさっき冒頭申しましたようにそういった家庭が今後もふえてきますから、今後一層そういう取り組みが重要になっていくものとらえております。

佐藤委員

課長は今年4月に来られたばかりでしょうから、それは聞きますけども、自分でおかしいと思いません。3年間続いている学校なんです。そこが年度当初に経営方針が校長と教頭と教務主任と違ったみたいな言い訳は保護者が聞いたら怒りますよ。家庭環境が苦しいからそういう子どもができて、そういう子どもをつくるんですよ、この3年間に。いっぱいつくっている。学校に行っていない子もいっぱいおるんですよ。その辺いままから言うてもね、あれなんですよけど、そういうことをきちんと見直さんと僕は直らんと思うんですよ。教育委員会として、これはずっと自分言ってきたわけですよ、教育長が学校教育課長時代にも自分この問題で答弁、やりとりしました。でも直ってないんです。だから今までの教育委員会のあり方、学校への関わり方で直らんとじゃないんでしょうか。根本的に変えないと、何かを変えないと、直らんとじゃないんでしょうか。いま言われることが、ただ学校への指導だけです。ちょっとね、それじゃああんまり教育委員会として何も考えよらんかなと思うんですけれども、そういう具体的に今後どうするとか、変えていくとか、今までのやり方でいかれるのかどうか、変えていくのかどうか、その辺をお聞かせください。

学校教育課長

委員会としましては、教員の配置につきましても優先的に配置しておりますし、人数におきましてもそういうふうに配置しております。例えばある学校では、14学級で20名の教員に対しまして、ある学校では11学級で26名といった、そういうような教員の配置も進めているんですが、なかなか先ほど申しましたように学校が総体、一枚岩となってやっていくというのが学校の荒れを防ぐ最大の武器なんですね。そのことが果たしてどうなのかということがありますもんですから、先ほど申しましたように校長以下一枚岩で、同じ考え方でやっていくような指導を進めているところです。教育委員会におきましても、学校に一学期から、何回か入って指導しておりますが、今その指導の最中でございますから、もう少し長い目で見ていただいたらいいのですが、先ほど委員さん申されましたように保護者がそうではないということですから、保護者の方にも協力をしてもらおうような体制を学校にお願いしておるところでございます。

佐藤委員

保護者の方は協力体制できているはずですよ。私の知る限り、ここでは数年前から朝立ちやっていますね。そして学校応援事業、県の取り組みもして、その中学校に、その地域の小学校で協力しようという体制、委員会もつくっていると思います。その辺の活用もことしに入って何も動きが、去年からかな、見られない。いま課長が言われるのであれば、教育委員会と学校の先生、教員の方たちのせいで子どもが犠牲になっているとしか聞こえないんですね。その辺も長い目では決して見れませんから、課長、本当にですよ。やっぱり意気込みとして今年度ですとか、この夏休み明けにどうやって取り組んでいくとか、その決意をぜひとも今年度でこの学校落ち着かせるんだという決意を持って挑みたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

学校教育課長

先ほど言われてました福岡学校応援事業のことだと思っておりますが、これに関しましては県のほうから直接学校のほうへの事業ということでございます。ですが、その事業はPTAを

核として小中学校に委員会を設置して学校を応援していくという事業でございます。ですから学校にとりましては、この事業はPTAと学校を繋ぐ、そういったことできる本当にいい事業だと思っております。これを小中学校区内すべての保護者等に浸透させる、協力体制をしくということで、私どもも今後指導していきたいと思っております。待てないということですが、教育委員会としましては今まで一学期からほんとにいるんな形でいろいろ取り組みを進めて指導してるところなんです、なかなかそれがうまくいってない状況を今おそらく言われてあるんだと思いますが、それがうまくいきますように再度学校の方には私どもも入っていきたくて考えております。

佐藤委員

そうやって、周りは学校応援事業なり、保護者の方は連携とるような体制はとってます。やっぱりその辺が幾ら県の事業だからといって、教育委員会としてつながりはあるわけですね。社会教育室なりに相談して、どういうふうな動かし方があるのか、学校の荒れをなくすためにどういう取り組みができるのかとか等研究されて、指導しないといけないと思うんです。最後にですね、教育長、常にこういう荒れの問題にはかかわられてきたわけですけども、教育長の思いを聞かせてください。

教育長

いまご指摘の学校を想定して、恐らく同じ学校をイメージした回答だということでお聞きください。子どもたち同士の関係が切れ、そして教師と子どもたちの信頼関係が薄れてしまって、いわゆる授業中も落ちつかないという荒れの状況に陥って、3年と数カ月ということで、教育委員会としても人員配置については、先ほど学校教育課長が申しましたとおり、筑豊地区での学校規模からすると最大の担任を持たない教師の数を有する学校でございます。またこの嘉飯地区でも市独自でスクールソーシャルワーカーを雇い入れ、その学校だけではありませんが隣の学校とあわせての単独の活用も図りながら、家庭とも関連させて取り組みをしています。先ほどのスクールサポーター制度も、議会からの指摘や教育委員会会議からの要請もありまして、昨年の途中から予算要求をし、ことし2名の確保をして、学校に派遣し生徒指導のバックアップをとらしているところです。

しかしながら、なかなか現実問題として、期待するような落ちつきを見せておりません。保護者の方も心配されて、朝早くから定期的に立たれますが、その保護者の方々へも、これはもう一部の子どもたちですが、悪口雑言を浴びせるなどの行為も聞き及んでおりますので、夏休み期間中に気になる子どもを中心に家庭訪問をしたというようなことも聞いておりますので、9月冒頭からの生徒指導の話し合いも1日、2日とやるというように管理職が宣言しておりましたので、その内容等も教育委員会として把握しながら、不備な点については支援も惜しまずにことし年度末を目標に何とか落ち着いた、そして子どもたちが安心して通える学校にしていきたいというように思っております。

佐藤委員

ただ先ほど夏休みの家庭訪問を徹底されているということなんですけども、たばこの件についてもそうなんですよね。そういう一つ一つの慢心がそういうことにつながっている。スクールサポーターも週に2回くらいしか来てないんじゃないかな、毎日じゃないと思うんです、いろんな学校もありますから。聞いたところによると、授業中に外に出ている子どもたちは先生が言ってもなかなか入らない、ただこのスクールサポーターがいたら入る例が多いらしいです。それも情けないことなんですけども、基本的に情けないことなんですけども、やはりスクールサポーターの増員とか、時間の延長とかを含めてぜひとも年度途中になりますけど、予算ついてないでも、去年ついたんですから、どうにかしてふやすなりの検討をして、ぜひとも落ち着く学校にしていきたいと思います。自分が思うのは、2割がよく頑張る子、2割が悪い子、その中間層がどっちに行くかで学校って変わってくるんです。その荒れた学校は、そ

の中間層が悪い方に行ってしまうんです。ヘルメットにしてもほとんどかぶってないですよ。夏休みの学校に行く態度でも、遊びにいったるのかなと思う態度なんですね。もし交通事故等が起こったらいかん。1年ならいいけど、もう3年続くんですね、今年度ということを目標にされるということなんで、期待しております。終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

永露委員

まずいま学校再編が進んでおりますので、学校再編についての若干ご質問をさせていただきます。まず最初にですね、前回の委員会の際に今回出されております素案ですね、私がこの素案という言葉はないと申し上げまして、その日の夜に伊藤課長からやかましく怒られまして、ちゃんとありますよと、ちゃんとあるじゃないですかということをおっしゃって、実は私の持っている辞書は、昭和58年度の改訂版で、そこには素案という言葉はないんですね。もう1冊ある漢和辞典のほうに、漢語林というんですか、これも見たけどもないんですね、素案というのは、素因はあるんですけど素案はないんです。これを見ると、これも平成2年の改訂版なんですよ。ですから私がいつも見ておる辞書には、素案という言葉はないんであんなふうに申し上げたんですけども、現在はあります。その後つけ加えられたんだらうと思いますけどね、平成2年か3年以降にできた言葉であります。それがあということが私も確かめましたので、この場で訂正とおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。これから入ります。本当に伊藤さん、すいませんでしたね。私の間違いでした。

それでこの素案の中で学校再編に当たっての考え方という基本的な考え方があるんですけども、その中でこの学校再編というものに当たっては、このように書いてあるんですね、保護者、学校教育関係者、地域住民、関係団体等と協議しながらというふうな、当然のことだらうと思いますが、そういう形の中で進めてまいりますというふうに書かれてる、これは私も当然だらうと思うんですが、そこでお尋ねしたいんですが、この学校再編の主たる目的は子どもたちのためなんですね。教育長も常日頃おっしゃってますし、伊藤課長もそのように思っておると思います。子どもたちのための学校再編なんですよ。ですから、こういう関係団体等と協議しながら学校再編については進めてまいりますということ自体はいいんですが、そこで一番の中心の対象になる児童生徒ですね。児童生徒については今申し上げました中のどれに入るんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

基本方針、他にも関係団体等と書いておりますので、この中で具体的に児童生徒という言葉はございませんが、この中に含まれておりますし、先に行いました菰田小中学校のアンケートにおきましても、お子さんと十分検討されて回答してくださいというようなことで保護者の方にはお知らせしてますし、また教育長がみずから生徒会児童会等との意見交換も実施してるところでございます。

永露委員

当然一番の当事者である児童生徒と話し合う場、意見を聞く場というのは絶対に必要だらうと思うんです。ならばこの中に当然含まれておりますがというご発言されましたけれども、どこなんですか。当然そういう気持ちがあるならば、その気持ちがね、この表現の中に含まれなければならないというふうには私は思うんですよ。だからどれに含まれているんですか。まさか等とは言わんでしょうね。

学校施設等再編整備対策室主幹

今ご指摘の具体的な名称といいますか、どこに含まれているかということに関しましては、確かに言われるとおりこの五つばかりの中には具体的に示しておりませんでしたので、計画案を策定する際には明確に児童生徒というような形の記載にしたいと思います。

永露委員

当然ぜひそういうふうにしてください。と申しますのは、私は常に申し上げてきました、これまでずっとね、この学校再編の主眼は子ども達が主眼なんです。ですから、これを中心に考えてくださいと、学校再編のあり方はね。でもこういう表現を見るとその一番の中心たるものが抜け落ちているのではないかと、心の中に。だからこういう表現になってしまうんじゃないかというふうに思ってしまうんですよ。そういう気持ちがあるならば、当然こういうふうにつきっきりと、こういう場所に列記されるはずというふうに私は思っております。それが抜けているということが、口では言いながら本音の分は多分に抜け落ちているのではないかと、いうふうに危惧をいたしておりますので、そういうことはないと思っておりますからね、そういうことないと思っておりますので、いま課長が次の段階ではそういうこともちゃんと考慮に入れた中での表現にいたしますということですので、それはぜひよろしく願いをしておきます。

いま、この学校再編にあたって一番のテーマというんですかね、最大のテーマはいわゆる小中一貫教育であります。これは西課長が常日ごろから言われておりますのでおわかりだと思えますが、ただこの小中一貫教育の中でも、いわゆる施設一体型と教育連携型という二通りでやっていますということですね。私は常日ごろからすべてを施設一体型でやるべきではないかと。こう申し上げてきたわけなんです。これは私の持論です。お尋ねいたしますが、今回施設一体型は穎田を含めまして4校ですね、4校がやり、その他についてはいわゆる教育連携型ですか、連携型で一貫教育をやるということです。この施設一体型の小中一貫校と教育連携型の教育をやる学校は端的に言ってどちらのほうが子どもたちにとってよりよい教育の環境になるというふうにお考えですか。答えは出ておろうと思うんですがね。西課長答えてください。

学校教育課長

一体型、連携型、両方飯塚市では進めていくわけですが、この効果と申しますか、それにつきましては全く差が出ないように、同じような効果になるようにというふうに考えております。

永露委員

これマイク入ってますかね、あの小さな声で言っておるんですけど、入っておるならいいですけど。いま課長は一体型と連携は同じ、どういったのか、ちょっとマイクばかり見ていたので。私は端的にどちらのほうが子ども達にとってよりよい教育環境なのかということをお尋ねしたんで、端的にちょっと答えてください。

学校教育課長

一体型、連携型を進めていくとすれば教員の異動とかそういったことを考えれば、一体型のほうがスムーズに行くと思っています。ただそうならないように連携型におきましてはいろんな異動とかありますが、そんな関係で兼務教員というのを、制度があるんですが、それにつきまして連携型ではそういうのを考えていかなくちゃいけないというふうに、同じようにするようですね、そういうふうに考えております。

永露委員

非常にもどかしい。もう少しストレートに言ってくれないですか。言いたいことがあるでしょう。本音は。だれが考えたって、これは施設一体型のほうがいいですよ。施設一体型のほうが真の意味での小中一貫校としてすべての面で、施設が別なものと比べて、いいことが分かっているじゃないですか。それが言えないですか。あなたね、何でそこまではっきり言えないのかわかりますよ。察しますよ。はっきり言うと、はっきりそこで教育は施設一体型のほうがよりよい子ども達にとって、教育環境であるということをしていうと次の矢が帰ってきますからね。それを察してあまりはっきり言わないんでしょう。でもだれが考えたって、これは施設一体型のほうがよりいいものだという事はわかってますよ。別のところで同じことを、いやそれはやるように努力しますと言ったってそれは無理ですよ。一体型のほうがよりよい教育はスムーズにできるじゃないですか。それをわかっておるでしょうも。はいと言ってくださいよ。

学校教育課長

先ほども申しましたように、一体型のほうが効果はあるというふうに考えておりますが、連携型も一体型と同じようにできるように兼務教員等の整備を図っていきたい。そういうふうに考えております。

永露委員

連携型が一体型に負けない、劣らないような方向でやりたい。同じような教育ができるように努力しますとかね。あなた自分で何を言っているか分かるですか。分かって言いようでしょう。ですね。あなた正直ですから、分かって言いようはずですよ。だれが考えたってね、一体型のほうがすばらしいという。あなた一体型のすばらしさを常に言ってきたじゃないですか。一体型の小中一貫校は夢とロマンを与える学校ですと。言っていないことはないんです。議事録に残ってますよ。ちゃんと言っておるんです。でもそれはそのとおりなんです。施設一体型のほうがよりよい、子どもたちにとってよりよい教育環境であることは間違いありません。だれが考えたって。連携型よりも。うなずいてますからそのとおりなんですよ。

では聞きますが、皆さん方は考えても我々が考えても一体型のほうがよりよいものであるということは、同じ認識の上に立っておるはずなんです。そこでお尋ねしますが、よりよい教育環境を子どもたちに与えるために私は、私の持論ですけれども、いろんな問題ありましようけれども、クリアすべき問題はありましようけれども、すべてにおいて一体型を私はやるべきだというふうに常に申し上げてきておるんです。個々の問題について学校、地域について、それぞれに抱えとる問題はあると思います。でもね、そんな問題をクリアしてもよだけの教育効果が子ども達に与えられると、俺思っているんですよ。一体型なら。で、お尋ねしますがなぜしないんですか。特に昔から言っておりますけれども、穎田は先行しましたね、穎田は同一町内で小中一貫です。やりやすい。先行してやりましようということでした。この前も言いました。じゃなんで庄内しないんですか。常にこういう疑問が出てくるんですよ。だからそれに明確に答えられるなら教えてください。

学校施設等再編整備対策室主幹

いま委員さんが言われる、どうして教育委員会でいいと思ってる施設一体型をすべてしないのかということの明確な答えということですが、ちょっとこれにつきましては、いろんな要素がございまして一つ一つちょっとお話しさせていただきます。

一つは公共施設等のあり方に関する第1次実施計画にも書いておりましたが、幾つか小中一貫教育校にするための要因というか、ポイントを1次計画の中で定めておりました。一つはその校区内の、例えば中学校等を建て替える場合は小中一貫教育校を検討しよう。もう一つが小中学校が隣接してる場合は検討しよう。というような形で第1次実施計画では記載されておりました。その中でそれに該当するような中学校区が今回の4校区でございました。また施設一体型にするためには、委員会等でもご発言していますが、三万平米程度の敷地も必要なことから、その新たに新設することになるとそれなりの敷地の取得、もちろん費用も伴ってきます。また、これは今回各地区を説明会回ってきてわかりますが、その地区から小学校がなくなることに對するすごい不安や不満が各地区にございまして、仮に12中学校区をすべて施設一体型の小中一貫教育校にしますと小学校自体が12校という形になりますので、例えば筑穂地区からいえばですね、かなり遠くから、その小中一貫校に通うということもありますので、実際的にはなかなか困難であるということ、そういうことを総合的に施設の残りの耐用年数や、逆にいえば新しさ等も含めまして今回の計画に至ったわけでございます。

永露委員

私に言わせたら、それは言い訳です。こういう一体型の小中一貫校のよさを認めながら全体的にみてそれを4校だけはします。ほかは教育連携型でやります。一体型と連携型の違いというのは明らかなんです。それはあなたもわかっていると思います。明らかに違うんです。一体

型のほうがより良いんです。子ども達にとってもより良いんですよ。なぜそれをしないのか。もっと大げさに言いますと、片っ方ではそういうより良い環境を与える、片方では連携型で、言葉はわかりませんが辛抱してもらおうと。しかしそれに差がでないような努力はしますという表現の裏腹には差があるということなんです。差があるということは認めておるんですよ。その教育のやり方について違いが。どちらがよくて、どちらが悪い。その差があると、格差があるということ認めているんですよ。そうしますとこの教育というのは、やっぱり子どもたちにとって我々がいろんな物質面とか、いろんな面で与えようとする教育はやっぱりすべて子ども達にとって平等、公平でないといけなんでしょう。教育のこれは大原則でしょう。それをあなた方が片っ方ではちょっと辛抱してくれという話ですよ。やる気がないならもう言いません。

次、あの、いま説明会が各地で行われております。私もちょっと問題のありそうなところには説明会に出席をさせていただきまして、その内容を聞かせていただきました。今回の学校再編で一番問題になるという、私も考えておりましたのが八木山です。次が菰田です。この2つの地区の説明会に私も行かせていただきました。

まず八木山小学校ですね、八木山小学校については保護者の方とか、地域の方々と言われることはまさにそのとおりですよ。これは教育長をはじめ、皆さん方も十分に理解はできておると思うんですね。言われんとすることは。そこであのときの質問の中で非常に難しい質問が出ましたね、教育長ね。過疎化という。だから特に小学校がなくなるところの地域の方々はこの地域でもそうですけども、特にやっぱり一番の中心になっておる、小学校が一番の中心なっているところがなくなることによるいろんな問題が出てくると、それを心配されるんです。ですから特に八木山なんかについてはなくなることによって、また人口移動が起きたりとか、そういう面での、また過疎化がより一層進むんではないかということをお心配しております。確かにそのとおりです。そのときに教育長が言われた言葉、素晴らしかったですね。いろんな問題が出てくるかもわかりませんが、今回の措置は子どもを第一に考えてやることですよ、そういうふうに言われましたね。同感です。同感なんです。ただし、それであれば八木山小学校と似たようなところ、例えば内野小学校がありますね、八木山小学校の子どもたちのためにいろんな問題があっても、それ以上の子どもたちにとってよりよいものであるから、今回の措置がよりよい姿であるから私たちはそうしたいんですよということ。例えば一番よく似た環境が内野小学校なんです、が内野小学校も同じような複式学級ですね。似たような、生徒数も似たような環境なんです、これについては一定の条件を付して残す方向と出されております。この違いは何なんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほど施設一体型の小中一貫教育校を今回計画した経緯等を若干お話をさせていただきましたが、筑穂地区につきましては現在大分小学校、内野小学校、上穂波小学校とございますが、地理的にかなり三校とも離れておりまして、中学校は町時代に三中学校統合して、一中学になっております。そういうことも、地理的な通学距離とかの問題も含めまして、今回施設一体型の小中一貫教育校にするものは、なかなか困難と判断しましたので内野小学校についてもそういう意味合いも含めまして、当分の間残すというような素案としていただいております。

永露委員

ということは、残す残さないの判断に私が当初申し上げましたように、今回の再編の主眼は子ども達にとってどうあるべきかということ以外の要素からやったということですね。ということですよ。他の要因を考えて、そういう措置を行ったということなんです。そうでしょう。違いますか。だからどうしたほうが、この子ども達にとっていいのかということだけを考え、極端に言えばね、考えたら結論は出てくるでしょう。出てくるんじゃないですか。だから八木山小学校だって、八木山の保護者とか地域の方々はずいぶん残してくださいと。こんないい、素晴

らしい学校はないと。実際そうでしょう。でもそういう気持ちを押し切ってでも子ども達のことを考えると統廃合、再編のこの形のほうがいいんですということを教育長もおっしゃっているんです。そういう立場に立つと内野小学校だっておのずと結果は出てくるんじゃないですか。ですからあなたがおっしゃっているのは子ども達のことをではない要因でそうせざるを得ないということをおっしゃっておるんですよ。でも私はそれはどうかと思いますね。きょうはそこで止めます。

それで次の問題になるだろうと思われた菰田小中学校ですね。伊藤課長ですね、菰田中学校を一中に統合するという方向づけを出されるときに、結果としてはそういうふうに出されたんですが、出されるときにあなたこうおっしゃっているんですね。地元の方々と公式、非公式を含め一中ならばよいという反応だったということなんです。ここでいう、素案を出される前にですよ、素案の前の段階でそういう形であれば、一中ならばよいということを聞いたということです。その地元の方々と公式、非公式にお話を聞いたということですが、少し具体的にお話ししてくれないですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

具体的な方のお名前までは言えませんが、一つはですね、身近なところでございますが市役所で菰田地区に住んでいて子どもさんがおられる方が10名程度、それとたまた私が知っている地元のちょっとした有力者の方ですが、数名にお話ししましたところ過去の一中から分離独立した菰田であることから一中とならスムーズに統合ができるじゃないかということは数年前からお聞きしていたところでございます。

永露委員

例えばこの地区で行くと、菰田中学校でいきますと、もう一つの対象になるのが穂東なんですね。仮にあなた方が穂東ということを出すと、恐らくできないでしょうね。だからそこに一中ならばよいという言葉の中にいろんなものが含まれているんですよ。一中ならばよいという。あなたがたはそういうことも計算といたら失礼ですけど、考慮した中でやはり一中との統合という結論を出されたんだろうと思います。あなた方も思っておるはずですよ。一中ならばそう大きな反対は出ないだろうという意識があったということは、もう間違いないと思いますよ。心の中にね。そういう気持ちはあったんだろうと思います。ここもきょうはそこでやめておきます。

次は菰田小学校、これも伊藤課長ですけども、この素案を出される前に、素案の前だから何という案か知りませんが、なんですか素案ですか。わかりませんが、素案というのが一番最初のものだろうと思うんですけども、どうもあなた方の頭の中には素案以前の話があるはずなんですね。こうして文章で出されてきている素案以前の話が。その中で伊藤課長ね、こういうふうにおっしゃっているんですね。飯塚小学校は菰田小学校と統合し、さらに片島小学校と統合を検討すると。という気持ちがあったみたいですね。まず、これは持っておりましたか。

学校施設等再編整備対策室主幹

この素案を決定する前までには、今までも委員会、議会や本会議等でもお話ししたと記憶しておりますが、あらゆるパターンの検討を行っています。先ほど永露委員さん言われました、例えば穂東と菰田中学校を統合したらどういうふうな通学範囲になって、子ども達の通学距離はどのくらいなのかとかいうようなことも含めまして、いろいろ検討しておりました中の一つとしてそのようなことを教育委員会会議ではなかったかと思いますが、発言した記憶はございます。

永露委員

教育委員会の中での発言なんですね、あなたのね。それが、一旦そういうことも検討する、方向づけとしてね、考えられておったんだろうと思いますが、それが素案の中で日の目を見な

かったと、出てこなかったのはどういう理由ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

この素案と申しますのは、今まで何度か話していますが、教育委員会会議で最終的に決定してもらっています。当然事務局内でもいろんな検討を重ねましたが、最終的に2月に実施しました各地区のアンケート結果等も含めまして地元、保護者、教職員はこういう意見でございます、これに基づきますとこういう結論となりますがというようなことも含めまして、懇親会、本会議も含めまして、いろんな検討を重ねた結果、最終的にこの素案になったという経緯でございます。

永露委員

質問を少し端折ってから、短くしていきます。それとこの菰田小学校を残すという素案に、残すということを決める段階で、結局菰田地区地域の方とか保護者の方々が、まあ八木山小学校と同じです。やはり地域のために、発展のためにもぜひ残して欲しい。当然ですね。ぜひ残して欲しいということと言われる。また皆さん方が受けとめる気持ちとして、地域の方々がその学校の運営等に非常に積極的に協力してくれると。そういうことを鑑みて、総合的に判断してこの菰田小学校は残すということになったんだろうと思うんです。そこでそういうことを鑑みることは必要ないとは言いませんけれども、でも一方で八木山小学校のように、これと同じような気持ちを持って学校運営にもものすごい協力をしてくれておるところなんですよ、八木山小学校もね。

ですから一番最初に言いましたように、教育というものはすべて平等、公平でなければ、子ども達にとってなければならぬという見地から立つと何でうちは無くして何であそこは残すのかとか、当然ですよ。そういう言葉が不信感と言ったら失礼かも知れませんが、そういう気持ちになることは当然ですよ。私もそう思いますよ。だからそこには子ども達の教育とかいう違う面での要因が働いとるはずなんです。ひょっとしたら金の面かも知れませんが。いろんなものがあるかも知れませんが。しかしその地域の方とか、保護者の方々の気持ちはやっぱり一緒ですよ。どこの学校も。そういう人たちにとって何でうちは無くさないかのか、あそこが残るのに何でかとか、おそらくこれからも説明会の中でも多分に出てくると思うんですよ。そういうことに対して明確に地域の皆さん方に、保護者の皆さん方に答弁できるようにしてください。難しいですよ。けれどもあなた方はやる以上それは説明責任があるんですから。やらざるを得んと思いますよ。

ですからそういう住民の方とか、保護者の方が納得せん時に最後の切り札が教育長が言った言葉なんです。それしかないんですよ。地域の皆さん方にいろんな迷惑をかけるかも知れない問題が出てくるかも知れませんが。しかしそこは子ども達のために辛抱してくださいと、こうすることが子ども達にとって絶対にプラスになるんです。将来の子どもたちにとってプラスになるんです。いいことなんです。だから我々こうやるんですから了解してくださいと。それがないとなかなか納得してもらえませんが。これからまだまだ説明会があると思いますので、この前もおっしゃってましたように小さく区域を区切って説明会があると思います。またそういうことがたくさん出るとも思いますよ。そういうときにやっぱり、やる以上は自信を持って曖昧な態度をとらないで、自信を持ってこうすることが皆さん方の子ども達のためになるんですということ、もうこれ1本でやってくださいよ。その他のこと、いたらんことを言ったらいかなんですよ。

それから伊藤課長ね、もう1つ、もうこれ最後にします。お尋ねしますが、この菰田小学校のいわゆる統廃合のときに非常に問題ある発言をあなたされておるんですね。前回もちょっとさわりだけ申し上げましたね。教育委員さんからの質問とか意見が出されたときに、その委員さんこう言われたんですね、前回もちょっと触れましたけれども、この地域のために子ども達の学校を今の状態のまま残すというのは本来の姿ではありませんと。地域のためにですよ。地

域のために、これは菰田小学校のことだと思います。地域のために子ども達の学校を今の状態のままというのは、教育上余り好ましくない状態のまま残していくというのは本来の教育のあり方ではありませんと思いますと、ないと思うということに対してあなたはこういうふうに答えているんですね。地域の意見と本当の教育のあり方というのは違いがあると思っていますというふうに言われておるんです。この発言はおかしですね。でもこれが本当の気持ちであろうと思うんです。地域も無視できない、地域の発言とかね、保護者の方の発言、気持ちも無視できないけれども、そのために本来ならばあまり好ましくない状態のままその学校を、子どもたちにとって好ましくない状態のまま学校を残すということは、あなたはそれに対しての地域の意見と本当の教育とのあり方について違いがあると思っています。ということは、あなたは本当の教育のあり方と地域の意見を天秤にかけて今回は地域の意見を取りましたということなんですよ。この言葉は、それはどうですかね。いかがですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

すいません、今の委員さんの質問は、教育委員会会議の発言の件でということですのでよろしいでしょうか。今言われたらちょっと耳の痛い話だとは思っているんですが、菰田とか限定せずにお話させていただきますと、先ほどから委員さん言われますとおり飯塚市の子どもは内野に住んでろうが本町に住んでろうがみんな同じ子どもだと私は思っております。だからかける教育費もできる限り同じぐらいかけたいと思っております。私たちが所管しています教育は義務教育でございますので、山の中であろうと街の中であろうと同じ質の教育を受けさせる必要がございます。

その中で今回の説明会の前にもそこそこの小さな単位でもいろいろ話しにしていますので、いろんな意見をお聞きしております。やはり地域としてはおらが地域から小学校がなくなると、地域が過疎化する、沈滞する。家を建てる人たちもいなくなるんじゃないかという意見が、たびたびお聞きしています。個人的に申しますと本当に子ども達のことを思っているのかなというのは確かにございましたので、そういうことを含めましてそういうような発言をしたものと、今思い起こせば感じているところでございます。

永露委員

それ以上は申し上げませんが、我々は考えなきゃならんのは、この学校再編にあたって思うことは一つ。本当の教育のあり方なんです。これ以外は何も考えなくていいんですよ。あなたがここで述べられましたね。どうすることが本当の教育のあり方かということは、あなたも分かっていると思うんです。だからそれを目指してください。そうすることは教育長も同じ考えですから。ただ一つ子どものためにどうあるべきか。これだけを考えて学校再編に、これから説明会がありましようけどね、臨んでください。今日はこれでやめておきます。ありがとうございました。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 20

再 開 14 : 30

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申

し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「あおり行為の重点禁止区域の追加指定について」報告を求めます。

市民活動推進課長

暴走族等の追放のためのあおり行為の重点禁止区域の追加指定についてご報告をいたします。ご配布しております別紙資料をご覧ください。今回、平成22年8月6日に追加して指定した地域を色塗りしております。まずあおり行為についてご説明をいたします。あおり行為とは暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、身ぶり、手振り、それにこれに類する行為を指しております。暴走行為を行うものはそのあおり行為が行われている場所へ集合することから、暴走族を追放するにはあおり行為を禁止することが一番重要でございます。本市では平成20年に飯塚市暴走族等追放条例を制定いたしました。特に暴走行為が頻繁に行われている地域を重点禁止区域と指定いたしまして、監視及び通報体制の整備を行いました。また警察と連携して暴走族や暴走行為をあおるものを集合させない措置を行っております。警察の強力な取り締まりはもとより道路の中央分離帯の設置やポストコーンなどの交通安全施設の整備による暴走しにくい道路の構造の実現や広い歩道の花壇化、緑樹の整備を県と市が協力して行っております。また個人所有の土地の夜間の管理を強化するなど暴走行為をあおるものが集合しにくい地域づくりを行っております。このほかに自治会等の地域住民や青少年育成関係者による夜間パトロールの実施による地域環境づくりが行われております。その結果としてギャラリーと呼ばれる暴走行為をあおる見物者は減少いたしまして、暴走行為も減少の傾向にあります。しかしながら完全に追放した状況ではありませんし、平成20年8月に指定したあおり行為の重点禁止区域から暴走行為をあおるギャラリーが、南方向に移動しているとの実情に対応するために今年8月2日に飯塚市交通安全対策協議会より答申を受けまして別紙資料の色づけ部分のように国道200号線の枝国北交差点から南の枝国歩道橋周辺まで、約300メートルとその周辺を平成22年8月6日に追加指定をいたしました。今後も市民生活の安全・安心な暮らしを守るため暴走族等の完全追放に向けて取り組みを進めてまいります。以上、あおり行為の重点禁止区域の追加指定についてご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

すいません、枝国に住んでるものでいろいろこのことに関しては苦情が出ているもので、幾つか質問させていただきます。まず初めにあおり行為の重点禁止区域の位置の詳細をお聞かせください。

市民活動推進課長

今回の指定した「あおり行為の重点禁止区域」と平成20年8月7日に指定した区域を合わせた位置の詳細につきましては、国道200号線を北から南方向に縦軸として、「西町交差点」から「枝国北交差点」を通り「枝国歩道橋」まで約1200メートル、また、東西方向として、東は飯塚小学校横の「明治橋交差点」から西方向に「嘉穂高校正門前」までの約1500メートルの区域でございます。

佐藤委員

それでは飯塚市内で行われている暴走行為の状況をお聞かせください。

市民活動推進課長

飯塚警察署管内の暴走行為の現状でご説明いたしますと、本年1月から4月末現在での110番通報は、239件と福岡県下でワースト1位となっております。

本市で行なわれている「暴走行為」の特徴は、バイクのマフラー(消音器)を改造し、低速

で空吹かしするという著しい「騒音問題」であり、国道200号線の枝国北交差点付近で行なわれております。

その「騒音問題」や、その「暴走行為」をあおる「ギャラリー」と呼ばれる見物人が、毎週末の深夜から未明に掛けて「枝国北交差点」付近に集まり、騒ぎながらゴミを散乱するなど、付近の住民の方々は「治安」「不眠」に悩まされており、その治安の悪化のために、周辺店舗では営業活動にも影響が生じて、閉店に追い込まれた事例もあります。特に「徳前」や「枝国」地域の市民の皆さんにとっては、この暴走族やギャラリーの問題は、耐えられないものであり安全・安心な市民生活の脅威となっております。

「暴走行為」を行うグループの中には「暴力団」の予備軍となり、覚せい剤やシンナー等の薬物汚染にも繋がっていくのではと心配されています。最近では、「暴走行為」や「あおり行為」は著しく減って来ておりますが、この地域以外に、定期的に行なわれる「暴走行為」や、「あおり行為」を行う「ギャラリー」が集合する場所は確認しておりません。

佐藤委員

それでは先ほどあおり行為の行為ということは説明あったんですが、その状況ですね、どういふ人たちがいくらぐらい人数が来て、どういう状況なのかお聞かせください

市民活動推進課長

「あおり行為」とは、暴走行為を助長する目的で「声援」「拍手」「身振り手振り」などやこれに類する行為の事を指し、この「あおり行為」を行う者を「ギャラリー」と呼んでおります。平成20年頃までは、「ギャラリー」と呼ばれる「暴走行為」をあおる若い集団は、枝国北交差点付近に50人から多い時で200人以上集まり、中には小学生や中高生さえ見受けられ、親が同伴もしくは送迎を行っているというケースもありました。交通安全のみならず、青少年健全育成の面からも大きな社会問題となっております。また、交通量の多い国道200号線の沿道に集り、車が通過中にも関わらず横断禁止区域を横切って歩行するなど、非常に危険な行為をする者も見受けられました。

佐藤委員

それではですね、あおり行為をなくすことが暴走族撲滅につながるのかどうか、その辺のお考えをお聞かせください。

市民活動推進課長

「暴走行為」を行う者は、その「あおり行為」が行われている場所へ集合しパフォーマンスを行う傾向があることから、「暴走行為」を無くすためには、まず「あおり行為」を無くす事が非常に重要であると考えられております。また、これまで福岡県警が暴走族を取り締まるために行った措置の中で最も効果があったことが、ギャラリーをなくすということでございます。暴走族を追放するためには、「暴走行為」をあおる「ギャラリー」と呼ばれる集団が集合しにくい、道路構造や周辺環境を整えることが大切であり、暴走族がパフォーマンスを行う場所を作らないことが最も効果があるものと考えております。

佐藤委員

それでは今回示されたあおり行為が南に移動しているということなんですが、その状況をお聞かせください。

市民活動推進課長

簡単にご説明させていただきます。「枝国北交差点」付近は、平成20年8月に「あおり行為の重点禁止区域」に指定しておりまして、警察の強力な取締り、または警察・県・地域住民・地域の店舗や企業の方が連携しまして、道路の中央分離帯や周辺のポストコーンの整備等を行っております。また歩道の一部を花壇化し、または緑樹化して暴走行為をあおるギャラリーが集合しにくい場所をつくりましたと同時に、個人所有地の夜間の管理を強化いたしております。暴走がしにくい、暴走行為をあおる者が集合しにくい周辺地域を、環境をすすめてま

いりました。

佐藤委員

それでは今後の対応についてお聞かせください。

市民活動推進課長

本年4月28日に「飯塚」「田川」「直方」「嘉麻」4市の警察署が連携して「筑豊地区暴走族対策現地本部」を発足し、暴走族完全撲滅に向けて取り組んでいます。

本市では5月2日と7月18日の深夜から未明にかけて、最も多く暴走族が集まる国道200号線枝国北交差点周辺で警察、教職員、地域住民の方々と市が連携し、大規模な取締りと状況調査を行いました。

このように、定期的に警察の取締りが行われるとともに、警察・県・市が連携しながら道路や周辺施設等の改善を進めている事や、地域住民の自主的な夜間パトロールや環境整備・私有地の管理強化、また地域にある店舗や企業の営業協力等が実施されている事から、暴走行為やその行為をおおる「ギャラリー」が、現在は減少の方向を示し、一定の効果は上がっております。しかしながら、「暴走族」や「ギャラリー」の多くが市外から集まって来る事などから、根本的な問題の解決には至っていないのが現状です。

今後も、警察・県・地域住民や店舗及び企業・青少年健全育成関係者・教育関係者・市が連携して、市民生活の安全・安心な暮らしを守るため、暴走族等の完全追放に向けて取り組みを進めてまいります。

佐藤委員

少しずつ進んでいるようですが、まだ県下ワーストワンという汚名ですね、それをやっぱり排除しなければならない。私いつか言ったんですけれども、いま日本全国では飲酒運転が大変悪いというイメージになっております。私は暴走行為も同じだと思います。違法なことをして、違法な走りをしてるんですから、これで人の命でも奪われれば本当に悪い行為になると思います。ぜひともですね、警察と連携してネットを張って、強制的に走らせないとか、どうしても取締まりしているときには出ないんですね。それからちょっとは。それが緩んだらまたボンボンボン夜、音がしているんで、ぜひとも今後取り組んでこういう暴走行為を飯塚から無くすようにしてほしいと要望して終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について」報告を求めます。

環境整備課長

飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について、別紙資料のとおり取り組みをいたしますのでご報告いたします。

別紙資料の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、1ページをお願いいたします。地球温暖化対策につきましては1997年の京都議定書の採択によりCO2などの温室効果ガスを6%削減する目標が約束されました。これを受けまして、翌98年に地球温暖化対策推進法が制定され温室効果ガスの削減に向け地方公共団体が行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられましたので、本市におきましても今年度みずからが事業者として、また、消費者として飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し計画期間を平成26年度までの5年間、削減目標を改正省エネ法の目標と合わせまして5%とし、率先して取り組みを実行するものでございます。8ページをお願いいたします。

8ページに計画の取り組み、9ページから10ページにかけて、今後職員が温室効果ガ

スの削減目標を達成するためにどのようなことを実践しなければならないか、詳細に列記いたしております。

11ページをお願いいたします。この計画の推進につきましては、環境基本計画にも位置づけておりますことから、環境基本計画を推進する組織として位置づけておりますプラン推進会議が本計画の推進母体を兼ねるものと考えており、6月18日に会議を開催し全課長出席のもと計画内容と今後の実践行動についての説明も行っております。今後につきましては、8月から担当職員が各課回りながら周知しているという状況でございます。また、事務事業編と申しますのは市の職員の取り組みでございます。あと市民の皆様の取り組んでいただく内容につきましては、環境基本計画を、今年、来年度で策定いたしますがその折に区域施策編ということで市民の皆様に取り組んでいただく内容については、そこで明記していきたいというふうに考えております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

田中委員

二、三点だけ確認をさせていただきますが、いま説明のありました計画の主旨、1ページのところでございますが、これは京都議定書で1990年度比で5%を削減すると、その中で日本は6%を削減をするというふうに決めていたんですね。ですから、90年度比ということですから、もう20年たっているんですね。2ページになりましたら、日本の取り組みとして一番下に昨年鳩山前総理が2020年度までに、1990年度比の25%削減の目標を発表されました。大体国として、何年度比の何%を削減をするという目標を立てられているのか、この辺はわかりますか。

市民環境部長

結論から申し上げますと、具体的な数字はまだ今のところ示されてはおりません。鳩山前総理が辞められる前でそういった国会のほうに法律の改正という動きがございましたけれども、今ちょっと、言葉は悪いですが頓挫した状態でございます。

田中委員

その答えは私もわかっておりましたけれども、それではこの計画の中で平成26年度までの5年間で5%、毎年1年1%ずつ削減して、5年間で5%削減という目標でございますが、この5%というこの数字、何を根拠にどこから出てきたのか。この辺はいかがですか。

環境整備課長

まず削減目標の5%でございますが、これは改正省エネ法の第14条というのがございまして、そのこのところで5%削減の目標というのがございまして、それに合わせております。ただ、この5%の基準、どこから5%かという部分につきましては平成20年度、市役所内におきまます、各関係、教育委員会上下水道いろいろございます。そういったところでの電気等々の数字を環境整備課のほうで把握いたしております。それをもとに今後5年間削減目標を設けて取り組んでいくといったことでございます。

田中委員

できる範囲の5%であろうと。努力すれば5%はできるという決め方ですよ。それで説明の中で、課長、事務事業編ということで言われました。この推進法においては、事務事業だけではなくて市民の方の取り込みも必要であろうと思っておりますと、そのような説明もされたと思いますが、この地球温暖化推進法における市の責務というものはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。（「委員長」と呼ぶ声あり）

田中委員

いいです、いいです質問を変えます。この、ここにあります市、自らが行う事務事業に関しと、これだけではないんですよ。当然説明の中にもありました市民の皆様にも削減を協力し

ていただきたいと。それは今年度、来年度までですか、計画を立てて推進するということであつたと思いますが、やはり同じように5%ぐらいの削減をお願いするというふうな考え方をお持ちなのかどうか、この辺はいかがですか。

環境整備課長

削減目標といたしましては、事務事業編と同じ形で考えていきたいというふうには思っております。ただ、ことし、来年度、環境基本計画を策定する中でこの区域政策編につきましても地球温暖化対策について取り組んでいくわけですが、現在の状況としましてはそういったことで考えておりますけど、まだ国のほうの方針等々がまた変わってくれば、このところはまた考えていく必要があるというふうに思っております。

田中委員

計画の主旨の一番最初のところにも書かれておりますけれど、この地球温暖化の影響を疑わせる異常気象が世界各地で発生していると。確かにその原因は非常に大きなものがあるのではないかと思います。この計画は平成26年度までということになっておりますが、この5年間過ぎても、もう本当に地球規模での問題でございますので、しっかりと削減に取り組んでいただきますよう要望して質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「差額シールについて」報告を求めます。

環境施設課長

差額シールについてご報告申し上げます。平成21年6月に実施いたしました、ごみ袋等の料金改定に伴い旧ごみ袋等につきましては、差額シールを貼付することにとりまして使用できるということといたしております。新しいごみ袋等の販売に合わせまして全市270カ所の指定ごみ袋販売所で販売をいたしております。

しかしながらこの制度に基づきまして、旧ごみ袋と新ごみ袋の負担の公平化という中で、当初見込んでおりました一世帯あたり10枚から15枚という試算をしていたわけなんですけど、実際には約30枚程度、旧ごみ袋が残っていたという状況もございまして販売店の在庫不足等によりまして、市民の皆さんに多大なご不便またご迷惑をおかけしましたし、また議員の皆様に対しましてご心配おかけしたということにつきましては、大変申し訳なく思っております。

この差額シールにつきましては当初を販売予定につきましては、平成21年12月末で店頭販売を終了する予定でございましたが、電話によるアンケート調査の結果や270の全店舗を実際にまわって、販売状況を調べた結果、平成22年3月末まで、一応一回目は延長いたしました。さらに、差額シールの種類がそろっていないという多くの苦情が寄せられましたので全種類の差額シールをそろえた上で量販店を中心といたしまして、約66店舗でございまして、4月以降、今年度の9月末まで販売をしていただくということにしております。それに併せまして本庁の売店、それから各支所の市民環境課でも差額シールの販売を開始しております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、10月からは本庁の環境整備課及び各支所の市民環境課のみによる販売とするため、利便性が低下すると。また不燃ごみ、それから空き缶、空き瓶の使用できる機会が少ないということで、ある調査によりまして一世帯あたり10枚から約数100枚持つておられるという市民の方がおられるということで、交換できないかという要望も出てきております。

このような事を踏まえまして指定ごみ袋等の販売所では、差額シールの販売は減少傾向にもありますが、これ以上販売店での延長は難しいということを考えて、市民の皆様への利便性

または先ほど申し上げました市民の皆様方の解決を図るために旧ごみ袋及び旧粗大ごみシールを現在の新しいごみ袋、粗大ごみシールと交換いたしたいというふうに考えております。

交換の時期につきましては、9月15日から電話による申し込みを行い10月1日からやりたいというふうに考えております。交換につきましては、1枚単位で実施すると。これにつきましては、買い戻しや残金の支払いを行わず対等交換か、もしくは追加料金をいただくという方法を考えております。

例えば旧ごみ袋を、大の袋でございますが2枚持たれておるということにつきまして、一応105円という形になるわけなんです、新しいごみ袋と交換する場合におきまして差額シール代、1枚21円になりますので大の同じ袋を2枚交換することになりますと、42円の差額シールの額を負担していただくという形になります。例えば、大はいらないという形になれば旧ごみ袋、一応大は105円になるわけなんです、一応中のごみ袋3枚計算いたしますと126円という形になりますので、126円から105円を引きました21円を市民の皆様負担していただくという形で実施したいというふうに考えております。

交換の方法につきましては受付に基つき環境施設課職員が市民の皆様方へ直接出向きまして交換に伺いたいというふうに考えております。なお市民の皆様方への周知につきましては、市報、ホームページ及び全販売店での店頭チラシ、それから自治会との回覧等で実施したいというふうに考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

いやもう、いま聞いていてもわからん。いままでシールをあれと、散々このごみ袋については市民の皆さん方に迷惑をかけ、シールがどこで売っているかわからん、シールがない、いろんなことでご迷惑をかけたんですが、今度はそれを交換するんですか。ですね。それも環境整備課で、出向くんですかそれ、わかりません。

環境施設課長

今回の交換方法につきましては電話による申し込みを受けたいと思っております。申し上げますのは、先ほど申し上げましたように市民の要望の中でいろんなパターンが出てくるという形の中で、一応受けまして、後でそれに対する新しいごみ袋の積算をいたしまして、それを市民の皆さん方のところに持っていくということでございます。

松本委員

電話でまず受け付けて、そのシールの交換はもっていくと言われとんですかね。どうされるかわかりませんが、またこれ市民の皆様はわからっしゃれん。私が聞いても、いま聞いてもわからんわけだからですね。本当に、何かね、もうちょっとわかりやすく市民の皆さん方に値段をね、袋が上がるわけですから何らかの形を、知恵を出す、何かこうないんですかね、そしてシールの金額たるや、結構ね、1200万円ですか、私この前ちょっとお尋ねをしたんですが、そういう、まあ最初から数の把握ができづらい部分の袋ですからあれですけど、これまた本当に分からないと思いますよ。環境整備課として、このごみ袋のこれについてはいろいろ反省をもってありますか、どうですか。

市民環境部長

ご存じのように、このごみ袋の値上げにつきましては、当時私がいろいろご説明、また答弁もしてまいりました。いま言われますように、私どもといたしましては環境整備課、施設課、私自身も本当にいろいろもって市民の皆様大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っております。そういう中でこの差額シールにつきましても本当にそれでよかったのか、ごみ袋の値上げ当時に、いろいろ私もお質問を受ける中で、それだったら交換したらいいんじゃないかとか、ある程度持っておるもの、ずっと使わせてもいいんじゃないかとか、いろんなご意見も

いただいたわけですが、結果として今の差額シールに踏み切ったわけですが。

そしてこの差額シールにつきましては、基本的にはまだまだ差額シールを買い求めている、今までのように手持ちの袋に貼って使われることにつきましては、まだまだ期限は切っておりません。しかしながら、市民が買いに行ったときにそこその店で欲しい差額シールがないという状況もいろいろございましたので、現在のところはほとんどの差額シールを置いていただく店舗を絞り込んでいまその対応をしておるところでございますが、販売店から話が出てくるのは、いつまでもこれは売れないよという声もございます。ごみ袋そのものは、それぞれ売っていただいているんですけども、そういった事情がございましたので当初対応するときには9月いっぱいということをも市民の方にもお知らせしてきたわけではございますが、ただ市民のほうからのお話を聞きますと、実際まだ特に不燃の袋を多数もっており、例えばロール巻き10枚であっても、その10枚を使い切るには半年なり1年、ひょっとしたらそれ以上かかるんですよ。それに対して差額シールを最初から、例えば10枚買ってないとか、まあいろんな話が聞こえて来ております。そういうことから先ほど言いましたことと合わせまして、差額シールの販売は今、問いかけられましたように、環境整備課、それと各支所の市民環境課で差額シールについては販売はこの先ずっと行っていくわけですが、そうした場合には差額シールを必ず貼ってのみだけでと、市民の方々がやはり支所に、もしくは本庁の環境整備課に行くのは行きづらい。何でそこまでしないといけないのかという声も当然出てくると思いますので、その辺のひとつの解消といたしまして、今回もう差額シールは買わなくていいと、かといって燃えるごみ袋であれば、それなりに使えるけれども、特に不燃のごみ袋については、すぐ使えないからこの部分だけでも、またカン、ビンだけでも併せて交換して欲しいという一つの、いう分もあっておりますので、それに答えるべく今回、先ほどから課長が申すような方法で行っていきたいというふうに考えております。

松本委員

言われることはわかるし、私もごみを出します。だから、不燃ごみが普通のごみ袋のように使わない、収集も月に一回ですからね。その一回でも満杯にならなければ、何カ月かで出すというような家庭も多分におありだというふうに思います。しかし、本当にこの日々使うごみ袋で本当に市民の皆さん方には、あれじゃこれじゃあれじゃこれじゃと大変な迷惑をかけて、やっとそれに馴染んだかなあと、シールを貼り忘れないようになったかなと思ったら、また今度は違うあれをするということについては、やはり行政がいろんなことをやる、変えることをするとき、やはり市民サイドにやっぱりどれだけ迷惑をかけるのかということ十二分に把握してやってもらわんとあなた方、いま部長が言われよるのはその行政の、あなた方の立場のことを言われよるんですよ。でも受ける市民側は本当に何やるか、また何か変わったと、そういうあれしかないと思いますよ。それで、このことをどうせい、こうせいと言っても、もうシールも貼ってやってきたわけですから、まあごみ袋は値上げはないでしょうけども、各課、やっぱり行政ね、少しは考えてしないと私はいけないのじゃないかなと、私自身そう思っていますのでぜひそういうふうなあれをしていただきたいと、やくやくお願いをしておきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「平成22年7月14日の豪雨による災害状況について」および「7月豪雨による文化財の被害状況について」、以上2件の報告を求めます。

総務課長

「平成22年7月14日豪雨」による災害状況についてその概要を報告いたします。

7月10日から7月14日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では10日、16時から14日、24時までの雨量が495.5ミリ、最大1時間降水量65ミリを記録しました。雨は14日午前2時頃より激しくなりましたが、すでに12日から災害警戒準備室を設置し、気象・河川情報を収集するとともに災害警戒本部への移行準備を開始していた本市では、午前1時50分に洪水警報が発令されたことから、ただちに災害警戒本部を設置、第2-B配備とし警戒体制に入るとともに参集システムによる職員の呼び出しを行いました。2時15分に市域に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、土砂災害想定地域に居住する市民に対し、防災行政無線およびワンストップ防災情報伝達システムによる警戒情報の提供を行いました。その後も降雨が強まり遠賀川の水位が上昇したことから、災害が発生することが予想されたため、4時19分に災害対策本部を設置、第三配備とし、初動体制を整えるとともに14箇所の指定避難所を開設いたしました。4時35分に市内の土砂災害想定地域12箇所、浸水想定地域17箇所に対し避難準備情報を発令し、ついで4時40

分にこのうち4箇所の浸水想定地域に避難勧告を発令いたしました。発令後は特に災害時要援護者避難支援プランに基づき、高齢者や障がい者等の避難支援および安否確認に努めるとともに、以後9時3分までに計8回の避難勧告を発令しました。雨は遠賀川が5.21mの最高水位に達した9時30分以降小康状態となり、午前中に止んだため、災害対策本部を応急体制に切り替え、被害状況調査、し尿処理などの対策に着手し、17時30分警報等の解除に伴い避難勧告を全解除いたしました。翌15日は民地調査、消毒・ごみ処理活動などを本格化させ、被災者への市の支援策15項目の検討に入り、復旧体制へと移行した16日午後からは被災者の方々のための相談窓口を本庁2階に開設し、支援策の周知・広報に努めるとともに23日まで窓口を継続しました。指定避難所の避難者につきましては、15日午後にはすべて退所されたことから、徐々に本部体制の縮小を図りましたが、25日に災害見舞金の交付が一段落したことから、翌26日に災害対策本部を解散しました。なお、避難所におきましては、一昨年締結した「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」に基づき、協力企業から食料等の支援を受けています。今後は、被災施設の復旧事業を着実にやっていくとともに、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け、可能な限り努力する考えでいます。なお、昨日6月11日から7月19日の豪雨による災害を激甚災害に指定する旨の政令が公布されております。

続きまして、提出いたしております資料に添って概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをお願いいたします。災害被害状況一覧表でございますが、住宅被害といたしましては、床上浸水世帯55世帯、床下浸水世帯152世帯、店舗・事務所の床上浸水19件、床下浸水45件、その他道路、河川、崖くずれ等186カ所、及び94カ所、33カ所となっております。また被害総額といたしましては、農林施設、公共土木施設等あわせまして、推計18億4000万円となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから4ページまでは、自治会別の被害状況表でございますが、今回の災害にあたりましては特に鯉田、幸袋、穎田地区並びに二瀬地区のうちの西川津、東川津、こういったところで床上浸水が発生いたしております。

5ページをお願いいたします。避難者の避難状況でございますが、14日の正午頃に最大

120人の避難者を23カ所の避難所に収容いたしております。6ページになりますが、避難者の方々につきましては、翌15日のお昼までにほぼ全員の方が撤収を完了いたしております。これは市民の避難行動が極めて速やかであったということだというように理解しております。

7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、災害時要援護者への支援の状況でございますが、今回、浸水想定地域17箇所、土砂災害想定地域12箇所にお住まいの要援護者413名の方々に対しまして、安否確認をすべて行ってしております。また被害想定箇所以外の要援護者につきましても、在介センター、あるいは地域包括支援センターのご協力によりまして、527名の方々に安否確認を行っております。そのほか障がい児者団体協議会をはじめ、6団体に避難準備情報等の情報提供を行っております。

8ページ、9ページは援護班の活動記録でございます。10ページ、11ページ、12ページにつきましては、冒頭ご報告いたしました災害対策本部の行動記録でございます。

13ページをお願いいたします。今回の災害の降水量と遠賀川の水位について、時系列で並べたものでございます。冒頭ご説明いたしましたように、14日の午前5時頃1時間最大雨量65mmを記録いたしております。また、遠賀川の水位につきましては、当日9時半に5.21mの最高水位を記録いたしております。なお、遠賀川につきましては氾濫危険水位が5.4mとなっておりますので、約あと19cmほど余裕があったということでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。市の被害者への救済制度でございます。今回災害救助法の適用を受けておりませんので、昨年の災害と異なりまして、県の見舞金、中小企業者等への融資、あるいは災害援護資金等の貸し付け、こういったものはございませんが、市の支援策といたしましては昨年度と同じ内容の支援策を提示いたしております。15ページが救済制度の執行状況でございますが、一番上の見舞金につきましては8月10日現在、交付済み64件、総額192万円の見舞金を交付いたしております。税料金等の減免等については、表に記載のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。16ページにつきましては各ポンプ場の運転の開始時間及び運転開始水量を記載したものでございます。土木管理、農林課並びに上下水道によります排水機場の管理につきましては、表のとおり適切な管理がなされております。また、水門、樋門、井堰につきましても適正な管理を実施したところでございます。

17ページをお願いいたします。災害ごみ、消毒、し尿の処理の状況でございますが、し尿処理につきましては被災後3日間でほぼ終了いたしております。また、ごみ消毒につきましても被災後1週間でほぼ大半の処理を終っております。

18ページをお願いいたします。被災後2日目に被災者への総合相談窓口を設置いたしましたが、16日以降23日までの相談件数は、電話問い合わせを含めまして217件、り災証明、届出証明の発行件数は二つ合わせまして、58件となっております。なお証明等につきましては、23日以降も総務課のほうで引き続き事務を処理しております。

19ページをお願いいたします。災害ボランティア、企業ボランティア並びに災害時の生活必需物資等の供給状況調べでございますが、今回組織的な災害ボランティアの実施は行っておりません。生活必需物資につきましては、冒頭ご報告のとおり、ニューマルシンさんのご協力を得まして85食分のお弁当を原価による供給をいただいております。

20ページをお願いいたします。最後になりますが、災害義援金・義援品等の調べでございますが、今回これらの受け入れはございませんでした。

以上簡単ですが7月14日豪雨による被害状況等の報告を終わります。

文化財保護課長

続きまして、7月豪雨による文化財の被害状況についてご報告いたします。

配付しております鹿毛馬神籠石の被害箇所位置図で説明させていただきます。国指定の史跡であります鹿毛馬神籠石については、昨年度の事業で災害復旧工事を実施しておりました法面8ヶ所、配布しております資料のAからH地点のうち、今回の豪雨で、丸で囲んだA、B、D、H地点の4ヶ所について法面の崩壊が再度発生いたしました。

現在、民家の裏については、2次災害が起こらないように、土嚢袋で土留めを行い、排水溝を設け応急処置をしております。崩壊地点については、国の文化財指定地であり、また、昨年度復旧工事を行った地点であるため、その発生原因を究明すると共に、再発防止のため復旧工法について国の文化庁、県の文化財保護課と十分調査・検討して、今後、本年度と来年度の2カ年にわたり、国県の補助金を受けまして復旧工事を実施する予定であります。

また、国指定の天然記念物であります建花寺地区のカツラの木については、主幹の1本が折損いたしました。県文化財保護課と協議して、樹木医の診断を受け折損部分の治療と倒木の処理を行う予定でございます。以上でご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

佐藤委員

16ページなんですけれども、各排水機場の時間と水位が書いてあります。例えば、明星寺ポンプ場で申しますと水位と時間はわかるんですけれども、それに隣接する明星寺川の水位ですね。このときの明星寺川の水位、それと明星寺川に類する調整池等がありますけれども、その時の水位は把握されていますでしょうか。

土木管理課長

いま言われた分については把握しております。

佐藤委員

それじゃ、後で資料でもらえますでしょうか。お願いします。

土木管理課長

わかりました。

委員長

ほかに質疑はありますか。

鯉川委員

水害に関してはたくさん質問したいことがありますけれども、時間がかかりかかりますので確認のために、一、二点だけちょっと確認させていただきます。まずいま資料いただいたものの、2ページ目、自治会別被害状況表、この自治会は、ここに列記してある自治会というのは、全部の自治会が書いてあるのですか。確認させていただきます。

総務課長

すべての自治会ではございませんで、昨年度の被害のあったところの表につきまして、ことし新たに被害が出たところを追加したという形の表になっております。すべての自治会をこの中には網羅しておりません。昨年度被害がありましたところを、一応全部上げているというような状況でございます。

鯉川委員

それは7.24水害、で7.19水害のやつはこれには列記してないってことですね。そして、いま言われましたように、今回の水害では鯉田地区の鯉田新町ですか、こちら辺が一番床上浸水が多かるうと思うんですよ。去年は、7.19水害のときには枝国、徳前、片島、こちら辺りがすごく床上浸水がひどくて、また去年の7.24水害のときには横田近辺、伊岐須、

相田、ここら辺が多かったんですけども、そこら辺を私としましては治水対策をずっとやられてきて、それとの関連というのを見たいので、できれば7.19水害、7.24水害、それとことしの水害の比較表みたいなのがあれば、いただきたいんですけども、もしなければつくっていただきたいんですけど、どんなものでしょうか。

総務課長

今回、昨年の7月14日水害との比較表は作成いたしておりますので、お渡しすることはできません。

鯉川委員

去年だけではなくて7.19と7.24と、7年前、去年、今年、だから三カ年。

総務課長

それもお渡しすることができます。昨年度は7月14日水害と7.19水害の比較表というのはつくっておりますので、7年前の水害と昨年の水害の比較表というのはつくっております。3年横並びは、無理すればすぐ入ると思います。今はございません。7年前の水害と昨年の水害の比較表はあります。昨年の水害とことしの水害の比較表がございますので。

鯉川委員

ぜひとも治水対策の効果等々を見る上で、ぜひともいただきたいと思いますので、よろしくお願いしときます。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中委員

1点だけです。私7月14日の前日、13日からの午後から雨がザーと降り出したんですね。それで大日寺のほうで雨が降るたんびに道路をつたって車庫にドンドン水が入ってくる家庭があるんです。そこに土嚢をだいたい用意してあるんですが、7年前の水害の時に。その土嚢がもう崩れて砂だけになって土嚢の役割を果たさないと。で大雨警報が出たので土嚢を持ってきていただけないかという相談がありまして、私は対策本部ができ上がっておりますので、電話をして持ってきていただきたいという相談をしました。そうしましたら答えが人手が足りない。欲しかったら取りに来なさいと。元気な人なら取りに行けます。でも、その方は本当に体が不自由で取りに行くことができない。そういう方でも取りに来なさいというんですかと、自分の身は自分で守るのが原則ですからと、今まさに雨が降り込んできているといった状況でもそうなんですと言ったら、そうですと言われたんです。ですから私は防災センターに取りに行きました。乗用車で行きましたので10袋がやっとでした。その10袋を持っていきまして、あまりにも私はその対応に納得できなかったもんですから、まあ土木の方が結局その日のうちに、また追加で持ってきてくださいましたけれども、で、それで翌日大雨が降ってその土嚢があったおかげで、被害を免れたというケースがございました。

本当に言いたいのは、確かに自分の身は自分で守る、これが原則だというのはわかるんですが、それができない方がいらっしやると。そういった場合に何らかの対応をしていただきたいと思うんです。ですから、言いましたように私がいるんなところに話ができるんで、それで済んだと思うんですけども、一般の市民の方は対策本部に電話してできないと言われたらそれで終わりだと思うんですよ。ですから何とかそれがやっていただけるような、対策本部がダメだったら他の課でできないのかということまで聞いていただきながら対応していただきたいと、このように思いました。これは要望して終わります。今後こういったこともあるかと思っておりますので、その辺りしっかりと検討をお願いしたいと思います。

委員長

他に質疑ありませんか。

松本委員

一点だけ。さっきの放送、役所にはあんなにはっきりと聞こえるんですね。私どものほうには聞こえません。全く何かもう本当に、窓あけてこうやって聞こうとしても、エコーというんですかね、何かワワワワンというような感じですね、まあ女性の方は以前ですが言っておられた時と、今のように男性の方が言っておられる。男性かなという気はしますが、ほんとに聞こえません。いまこう聞いていて、役所は車を移動しないといけないから聞こえるのかなと、ふっと思いましたけれどもそれくらい聞こえません。それでこれについては、いま鋭意あっているというふうに思いますんで、ぜひそういったところを調べられてるのは、もう分かっているのかというふうに思いますが、私はコスモスコモンの横の辺でございます。それで、いや聞こえませんが、ちょっと言っておかないと、本当にそういう地区もあると思うんですよ。それであんなふうにはっきり聞こえるんだったらいいんですが、聞こうとしても何ていった、何ていったということでは困りますので、ぜひ、その辺をよろしく願いをしておきたいと、これも要望しておきます。

委員長

他に質疑ありはありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

ここで先ほどを保留しておりました「環境について」を議題といたします。現地調査を行うため暫時休憩いたしますので、委員の皆さんはマイクロバスへご移動ください。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 31

(明星地内における産業廃棄物中間処理施設の設置場所の現地視察)

再開 16 : 33

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。